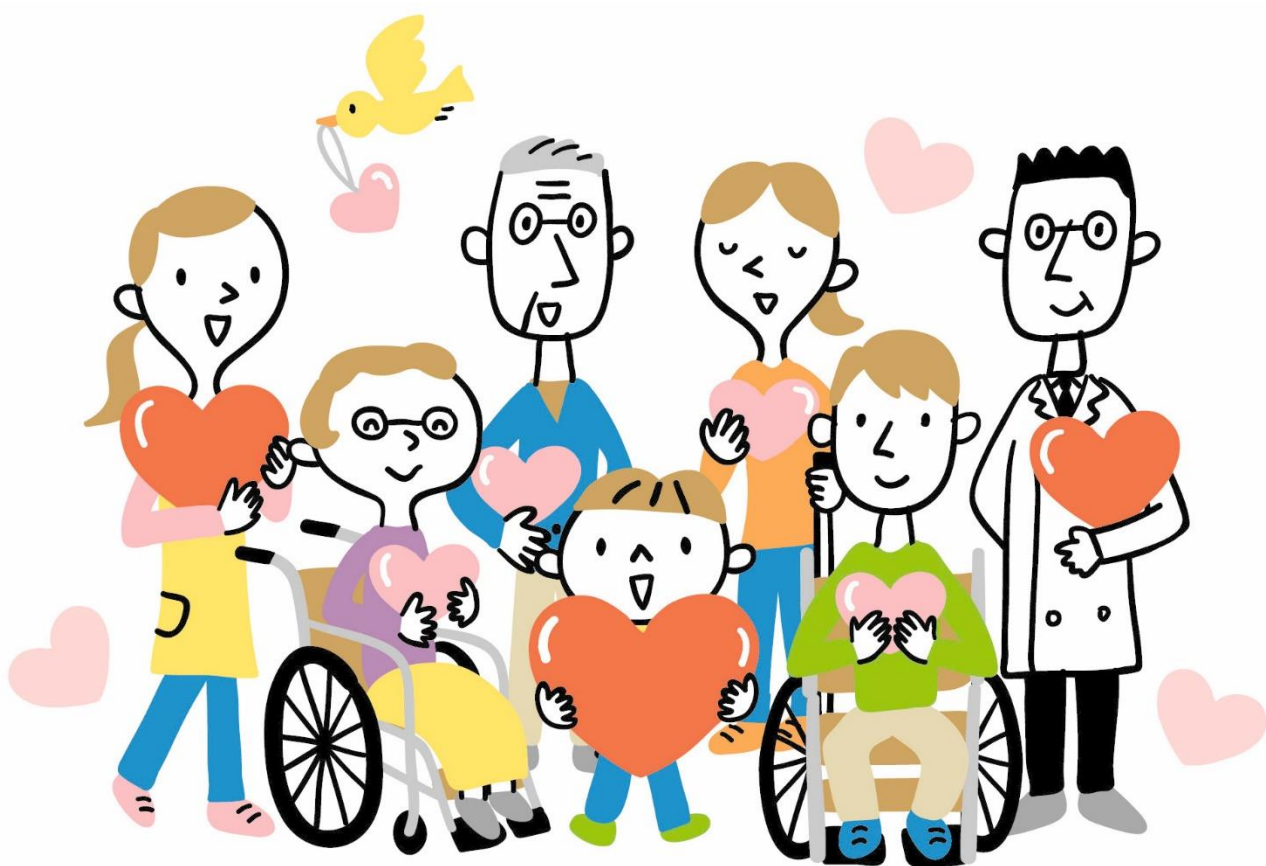




# 辰野町障がい者プラン 2024



令和6（2024）年3月

辰野町



## ごあいさつ

辰野町では、「辰野町障がい者プラン 2018」に基づき、保健、医療、福祉、保育、教育、生活環境の整備など、幅広い分野にわたり、障がいのある人の支援を総合的に推進してまいりました。

近年、国においては「障害者虐待防止法」や「障害者総合支援法」などの法整備が進められました。障がいのある人の権利擁護の推進及び地域生活や就労の支援強化などが求められ、障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、支え合い、活かす共生社会の実現を目指す取組が推進されています。町においても、障がいのある人やそのご家族を取り巻く情勢の変化に対する確に対応していく必要があります。



このような状況を踏まえ、「辰野町障がい者プラン 2018」の計画期間が令和6年3月で終了することから、現行プランの内容や推進状況などを評価・検証し、障がいのある人やそのご家族が地域で安心して、かつ尊厳を持って暮らせるように、また誰ひとり取り残されることなく、自分らしく生き生きと輝いて生活できるように、「辰野町障がい者プラン 2024」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき施策の充実を図ることで、障がいの有無にかかわらず、「誰にでも居場所と出番があり生きる喜びを感じられる」まちづくりに力を尽くしてまいります。

推進にあたっては、関係団体や関係事業所などと連携を図るとともに、町民の皆様と一体となって取り組むことが不可欠となるため、さらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました辰野町保健福祉推進委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました多くの町民の皆様に深く感謝申し上げます。

令和6（2024）年3月

辰野町長 武居 保男



## 目 次

第1部 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の対象	4
4 計画の期間	4
第2部 第4期辰野町障害者計画	5
第1章 辰野町の障がい者・児の現状	6
1 辰野町の現状	6
2 調査結果からみる状況	19
第2章 基本理念と基本目標	32
1 計画の基本理念	32
2 基本目標	33
3 計画の体系	34
第3章 辰野町の障がい福祉の課題及び施策の展開	35
第3部 第7期辰野町障害福祉計画 第3期辰野町障害児福祉計画	45
第1章 第6期辰野町障害福祉計画 第2期辰野町障害児福祉計画の目標の達成状況	46
1 成果目標の進捗状況	46
2 障害福祉サービス・障害児通所支援等の提供状況	48
3 地域生活支援事業の実施状況	52
第2章 成果目標の設定	55
1 成果目標と方策	55
第3章 障害福祉サービス等の見込み	62
1 障害福祉サービス・障害児通所支援等の見込み	62
2 地域生活支援事業の見込み	69
第4章 計画の推進体制	76
1 計画の周知	76
2 庁内関係課との連携	76
3 関係機関との連携	76
4 計画の進捗管理	76
第4部 資料編	77
1 辰野町障がい者プラン 2024 策定経過	78
2 辰野町保健福祉推進委員会条例	79
3 辰野町保健福祉推進委員会委員名簿	81
4 辰野町保健福祉推進委員会社会福祉専門部会委員名簿	82
5 用語解説	83



# 第1部

## 計画の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、「障害者虐待防止法」「障害者総合支援法」「障害者雇用促進法」等、障がいのある人に関する法整備が進められ、その後も「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正・施行等により障がい者福祉の向上が進んでいます。また、令和3（2021）年5月の「障害者差別解消法」の一部改正により、令和6（2024）年4月から民間事業者による“合理的配慮”の提供が義務化されました。さらに、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では障がいのある人による情報の取得及び利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することが規定される等、障害福祉サービスの充実、障がいのある人の社会参加支援の体制の確保が推進されています。

このような中、令和5（2023）年3月に「障害者基本計画（第5次）」が策定されました。この計画では、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいのある人がその能力を最大限発揮して自己実現できるように支援するとともに、社会参加を制約する社会的障壁を除去するための障がい者施策の基本的な方向を示しています。

このたび辰野町（以下、「町」という。）では、「辰野町障がい者プラン 2018」（「第3期辰野町障害者計画・第6期辰野町障害福祉計画・第2期辰野町障害児福祉計画」）の計画期間終了にあたり、国の動向や町在住の障がいのある人の意向、障害福祉サービスの提供状況等を踏まえ、令和6（2024）年度を初年度とする「辰野町障がい者プラン 2024」（「第4期辰野町障害者計画・第7期辰野町障害福祉計画・第3期辰野町障害児福祉計画」）（以下、「本計画」という）を策定します。

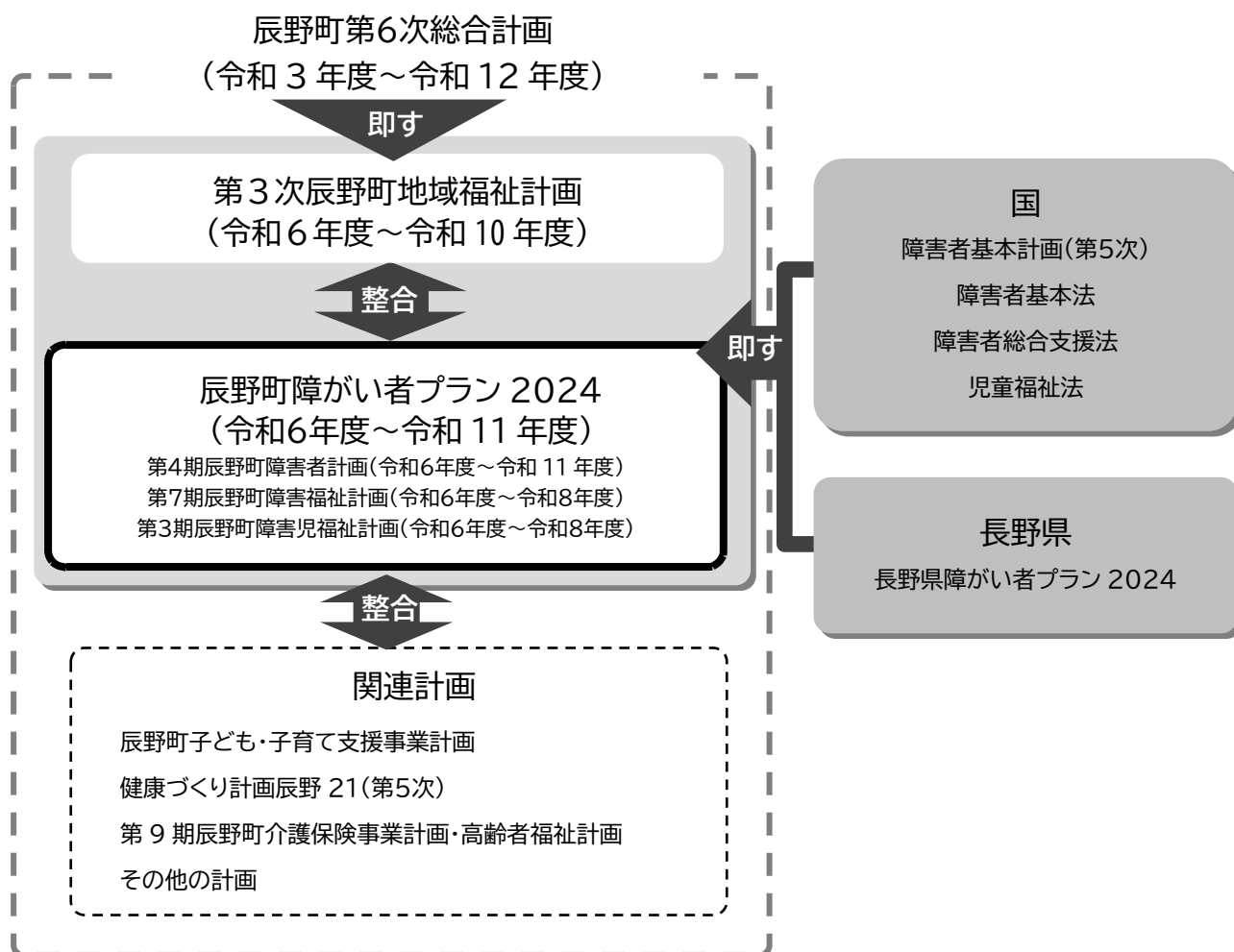


## 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条 3 項に定める「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）、障害者総合支援法第 88 条 1 項に定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に定める「市町村障害児福祉計画」として、国の「障害者基本計画（第 5 次）」・「長野県障がい者プラン 2024」の内容を踏まえ策定します。

町では、「第 4 期辰野町障害者計画・第 7 期辰野町障害福祉計画・第 3 期辰野町障害児福祉計画」をまとめて「辰野町障がい者プラン 2024」として策定し、辰野町第 6 次総合計画の個別計画として各種計画と調整を図りながら、障がい者施策の目標と具体的な方策を定め、今後の障がい者福祉施策の推進を図ります。

### ■関連計画との関係



### 3 計画の対象

本計画では、障害者手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等があるために日常生活または社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方を計画の対象とします。

### 4 計画の期間

「第4期辰野町障害者計画」の計画期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間、「第7期辰野町障害福祉計画」「第3期辰野町障害児福祉計画」は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

なお、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
総合計画	第6次					
地域福祉計画	第3次					
障害者計画	第4期					
障害福祉計画・ 障害児福祉計画	第7期・第3期					

#### 「障がい」の表記について

辰野町では、原則として「障害」の表記については、「障がい」を使用することとしています。これは、一般的に漢字の「害」の字は「そこなう」「わざわい」などの否定的な意味があるため、人を表すときに「害」を用いることは、人権尊重の観点から好ましくないものと考えられるためです。

ただし、人の状態を表現していない場合、または固有名詞、法令名などの表記をする場合は、そのまま「障害」を使用します。本計画における表記もこの趣旨に即していますので、ご承知おきください。

# 第2部

## 第4期辰野町障害者計画

# 第1章 辰野町の障がい者・児の現状

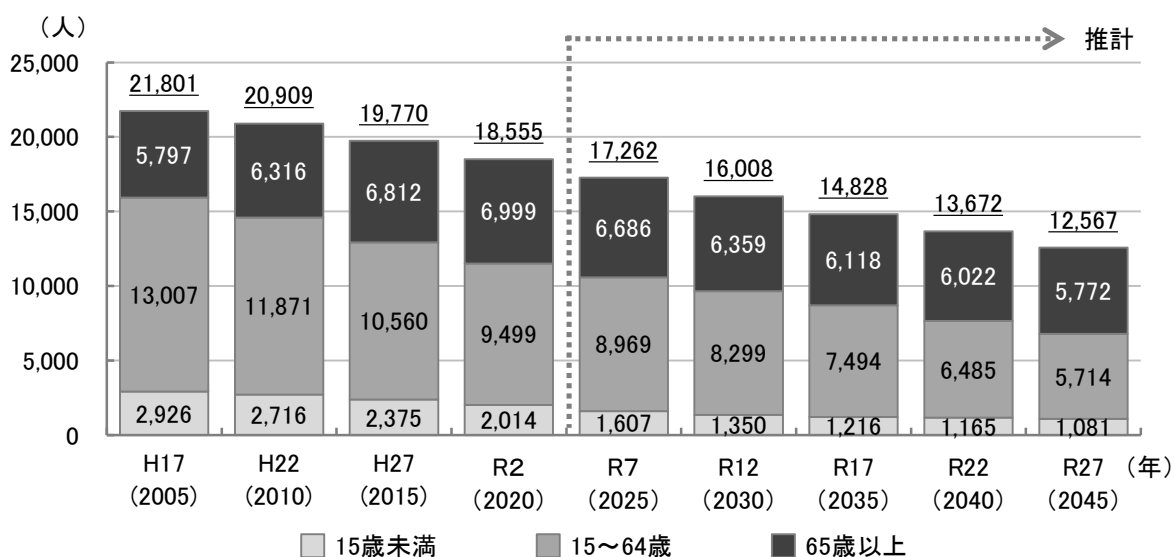
## 1 辰野町の現状

### (1) 人口の状況

町の総人口は、平成17(2005)年以降減少し、令和2(2020)年には18,555人となっています。

年齢区分別総人口の推移をみると、15歳未満、15～64歳が減少する一方、65歳以上は増加しています。令和7(2025)年以降は65歳以上の人口の減少が見込まれますが、人口減少と少子高齢化が進行することが想定されます。

■年齢区分別総人口の推移・推計



資料：平成17(2005)年～令和2(2020)年：総務省「国勢調査」

令和7(2025)年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

\*令和2(2020)年までの総人口には「年齢不詳」が含まれるため、各年齢区分別の合計と一致しない場合があります。

## (2) 障がい者・児の状況

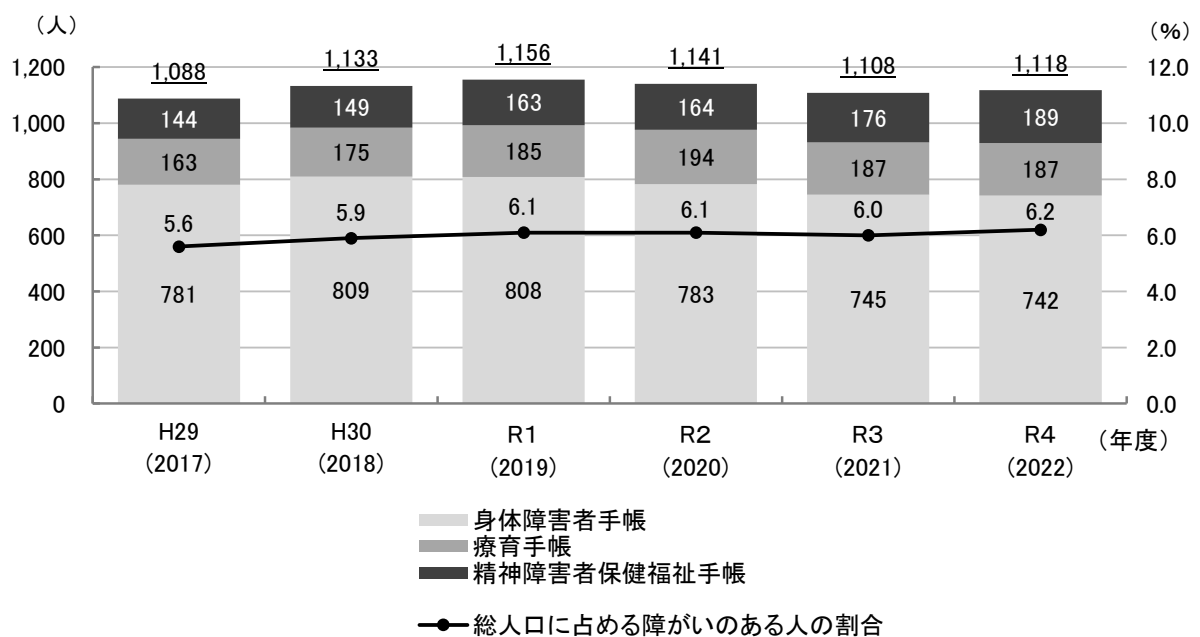
### ① 障害者手帳所持者

障害者手帳所持者の総数は、令和2（2020）年度末以降減少し、令和4（2022）年度末現在、1,118人となっています。

身体障害者手帳所持者は令和元（2019）年度末以降減少し、療育手帳所持者は平成29（2017）年度末から令和2（2020）年度末にかけて増加後、令和3（2021）年度末には減少しています。精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加しています。

町の総人口に占める障がいのある人の割合は、6%前後で推移しています。

■ 障害者手帳所持者数の推移と総人口に占める障がいのある人の割合



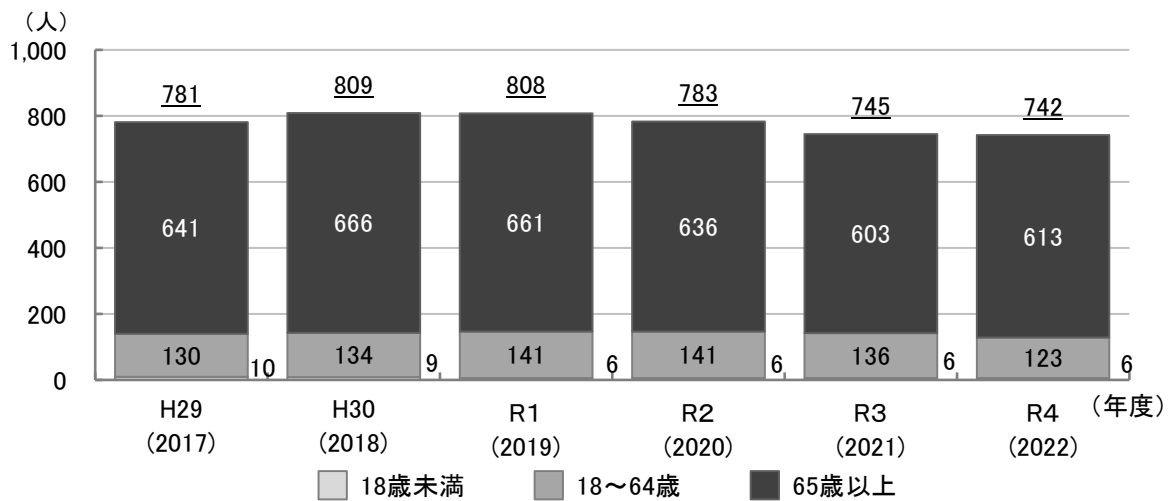
資料：毎月人口異動調査、総務省統計局（国）、保健福祉課（各年度末現在）

## ②身体障がい者

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和元（2019）年度末以降減少し、令和4（2022）年度末現在、742人となっています。

年齢別でみると、18歳未満は令和元（2019）年度末以降横ばい、18～64歳は平成29（2017）年度末から令和2（2020）年度末にかけて増加後、減少しています。また、65歳以上は令和2（2020）年度末以降、減少傾向にあります。

### ■（年齢別）身体障害者手帳所持者数の推移



資料：保健福祉課（各年度末現在）

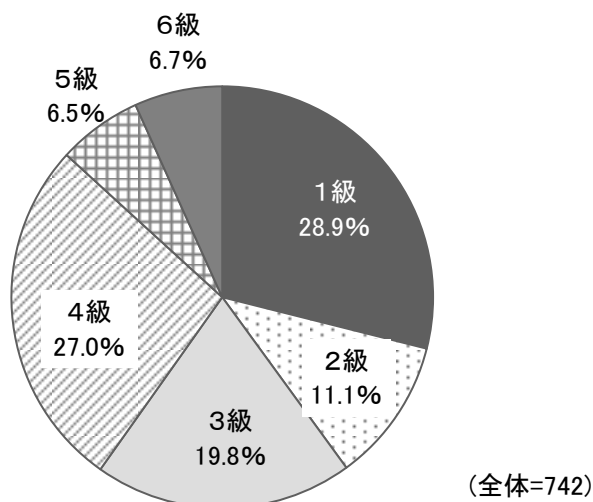
### ■（年齢別）身体障害者手帳所持者数と構成比の推移

		平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
18歳未満	人数	10人	9人	6人	6人	6人	6人
	構成比	1.3%	1.1%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%
18歳 ～64歳	人数	130人	134人	141人	141人	136人	123人
	構成比	16.6%	16.6%	17.5%	18.0%	18.3%	16.6%
65歳 以上	人数	641人	666人	661人	636人	603人	613人
	構成比	82.1%	82.3%	81.8%	81.2%	80.9%	82.6%
合計		781人	809人	808人	783人	745人	742人

資料：保健福祉課（各年度末現在）

身体障害者手帳所持者の構成比の推移を等級別で見ると、令和4（2022）年度末現在、1級の  
手帳所持者数が215人（28.9%）で最も多く、次いで4級の手帳所持者数が200人（27.0%）と  
なっています。手帳所持者数の推移は、3級、5級、6級で増加傾向にあります。

■（等級別）身体障害者手帳所持者の割合



資料：保健福祉課（令和4（2022）年度末現在）

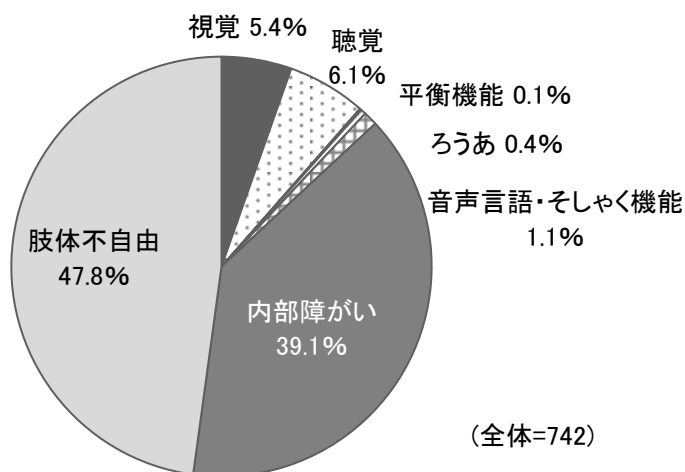
■（等級別）身体障害者手帳所持者数と構成比の推移

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度
1 級	人数	254 人	265 人	257 人	238 人	222 人	215 人
	構成比	32.5%	32.8%	31.8%	30.5%	29.7%	28.9%
2 級	人数	97 人	102 人	100 人	99 人	93 人	82 人
	構成比	12.4%	12.6%	12.4%	12.6%	12.5%	11.1%
3 級	人数	126 人	130 人	132 人	131 人	136 人	147 人
	構成比	16.1%	16.1%	16.3%	16.7%	18.3%	19.8%
4 級	人数	221 人	226 人	224 人	224 人	206 人	200 人
	構成比	28.3%	27.9%	27.8%	28.6%	27.7%	27.0%
5 級	人数	45 人	46 人	51 人	47 人	44 人	48 人
	構成比	5.8%	5.7%	6.3%	6.0%	5.9%	6.5%
6 級	人数	38 人	40 人	44 人	44 人	44 人	50 人
	構成比	4.9%	4.9%	5.4%	5.6%	5.9%	6.7%
合計		781 人	809 人	808 人	783 人	745 人	742 人

資料：保健福祉課（各年度末現在）

身体障害者手帳所持者の構成比の推移を障がい種別で見ると、令和4（2022）年度末現在、肢体不自由が355人（47.8%）と最も多く、次いで内部障がいが290人（39.1%）となっています。また、内部障がい、肢体不自由の手帳所持者数は減少傾向、視覚、聴覚、平衡機能、ろうあ、音声言語・そしゃく機能障がいの手帳所持者数はほぼ横ばいとなっています。

■（障がい種別）身体障害者手帳所持者の割合



資料：保健福祉課（令和4（2022）年度末現在）

■（障がい種別）身体障害者手帳所持者数と構成比の推移

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度
視覚	人数	49人	49人	46人	43人	41人	40人
	構成比	6.3%	6.1%	5.7%	5.5%	5.5%	5.4%
聴覚	人数	42人	46人	49人	46人	42人	45人
	構成比	5.4%	5.7%	6.1%	5.9%	5.6%	6.1%
平衡機能	人数	0人	0人	0人	1人	1人	1人
	構成比	0%	0%	0%	0.1%	0.1%	0.1%
ろうあ	人数	3人	3人	3人	3人	3人	3人
	構成比	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%
音声言語・そしゃく機能	人数	6人	4人	5人	6人	7人	8人
	構成比	0.8%	0.5%	0.6%	0.8%	0.9%	1.1%
内部障がい	人数	282人	299人	311人	300人	295人	290人
	構成比	36.0%	36.9%	38.5%	38.3%	39.6%	39.1%
肢体不自由	人数	399人	408人	394人	384人	356人	355人
	構成比	51.1%	50.4%	48.7%	49.0%	47.9%	47.8%
合計		781人	809人	808人	783人	745人	742人

資料：保健福祉課（各年度末現在）

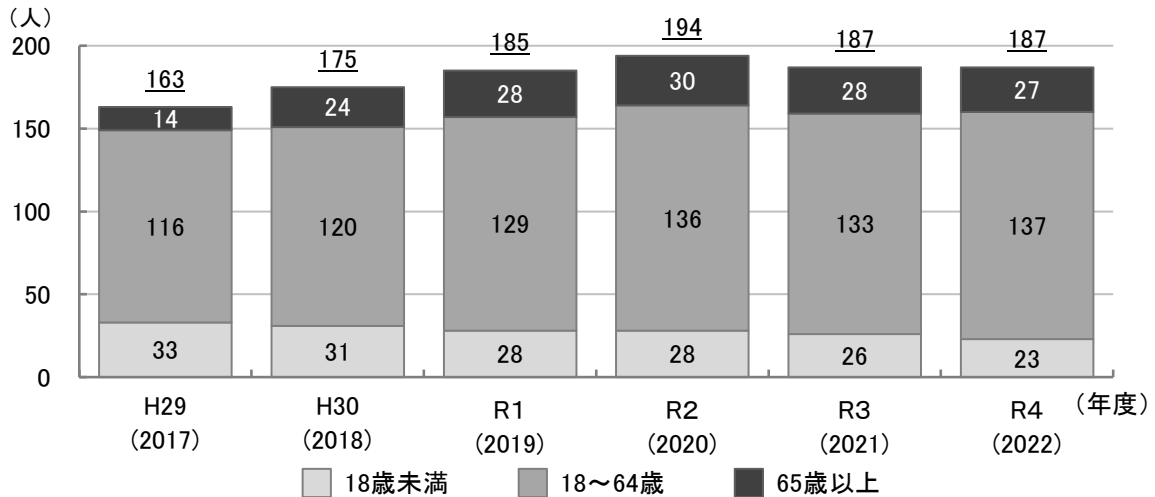


### ③知的障がい者

療育手帳所持者数の推移をみると、平成 29（2017）年度末から令和 2（2020）年度末にかけて増加後に減少し、令和 4（2022）年度末現在 187 人となっています。

年齢別でみると、18 歳未満は年々減少し、18～64 歳は増加傾向にあります。65 歳以上は平成 29（2017）年度末から令和 2（2020）年度末にかけて増加後、減少しています。

#### ■（年齢別）療育手帳所持者数の推移



資料：保健福祉課（各年度末現在）

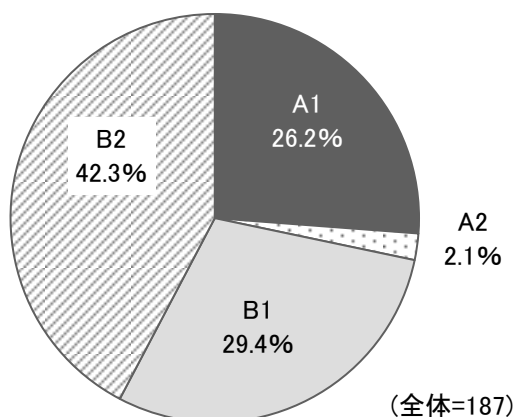
#### ■（年齢別）療育手帳所持者数と構成比の推移

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度
18 歳未満	人数	33 人	31 人	28 人	28 人	26 人	23 人
	構成比	20.2%	17.7%	15.1%	14.4%	13.9%	12.3%
18 歳 ～64 歳	人数	116 人	120 人	129 人	136 人	133 人	137 人
	構成比	71.2%	68.6%	69.8%	70.1%	71.1%	73.3%
65 歳 以上	人数	14 人	24 人	28 人	30 人	28 人	27 人
	構成比	8.6%	13.7%	15.1%	15.5%	15.0%	14.4%
合計		163 人	175 人	185 人	194 人	187 人	187 人

資料：保健福祉課（各年度末現在）

療育手帳所持者の構成比の推移を等級別で見ると、令和4（2022）年度末現在、B2が79人（42.3%）と最も多く、次いでB1が55人（29.4%）となっています。令和2（2020）年度末からすべての程度の等級においてほぼ横ばいで推移しています。

■（等級別）療育手帳所持者の割合



資料：保健福祉課（令和4（2022）年度末現在）

■（等級別）療育手帳所持者数と構成比の推移

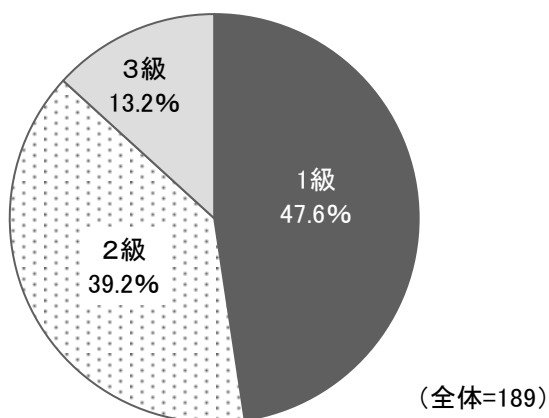
		平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
A1	人数	36人	50人	52人	51人	51人	49人
	構成比	22.1%	28.6%	28.1%	26.3%	27.3%	26.2%
A2	人数	3人	4人	3人	3人	3人	4人
	構成比	1.8%	2.3%	1.6%	1.5%	1.6%	2.1%
B1	人数	43人	51人	52人	57人	53人	55人
	構成比	26.4%	29.1%	28.1%	29.4%	28.3%	29.4%
B2	人数	81人	70人	78人	83人	80人	79人
	構成比	49.7%	40.0%	42.2%	42.8%	42.8%	42.3%
合計		163人	175人	185人	194人	187人	187人

資料：保健福祉課（各年度末現在）

#### ④精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者の構成比の推移を等級別で見ると、令和4（2022）年度末現在、1級の手帳所持者数が90人（47.6%）と最も多く、次いで2級の手帳所持者数が74人（39.2%）となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しています。

##### ■（等級別）精神障害者保健福祉手帳所持者の割合



資料：保健福祉課（令和4（2022）年度末現在）

##### ■（等級別）精神障害者保健福祉手帳所持者数と構成比の推移

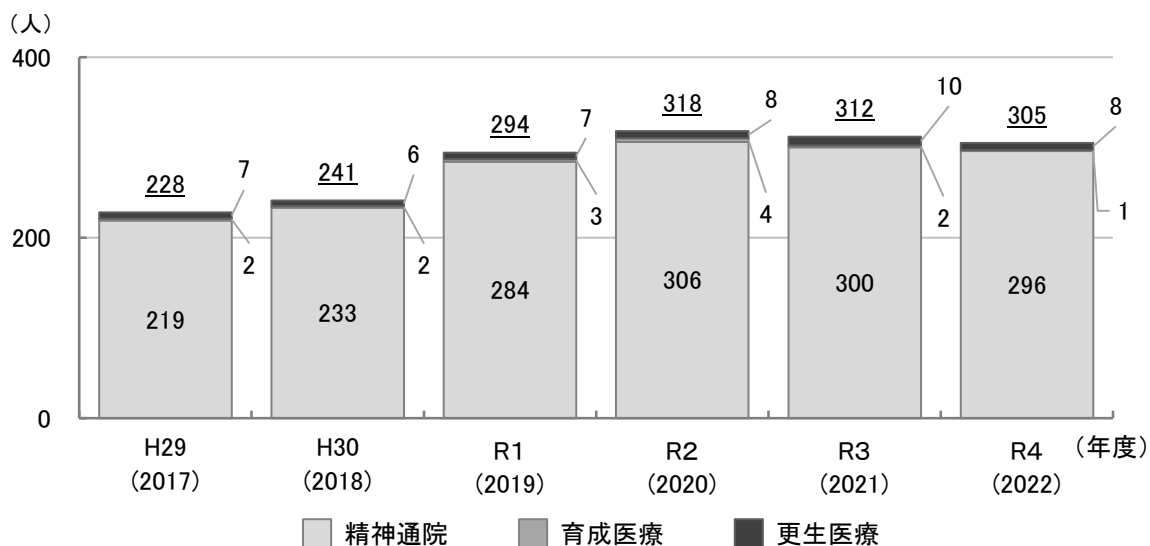
		平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
1級	人数	69人	74人	85人	79人	86人	90人
	構成比	47.9%	49.7%	52.1%	48.2%	48.9%	47.6%
2級	人数	55人	57人	58人	61人	68人	74人
	構成比	38.2%	38.2%	35.6%	37.2%	38.6%	39.2%
3級	人数	20人	18人	20人	24人	22人	25人
	構成比	13.9%	12.1%	12.3%	14.6%	12.5%	13.2%
合計		144人	149人	163人	164人	176人	189人

資料：保健福祉課（各年度末現在）

### ⑤各種自立支援医療受給者

各種自立支援医療受給者数の推移をみると、令和4（2022）年度末現在、精神通院が296人で、令和3（2021）年度末以降減少しています。育成医療と更生医療は、ほぼ横ばいで推移しています。

■各種自立支援医療受給者数の推移



資料：伊那保健福祉事務所（精神通院）、保健福祉課（育成医療、更生医療）（各年度末現在）

■各種自立支援医療受給者数の推移

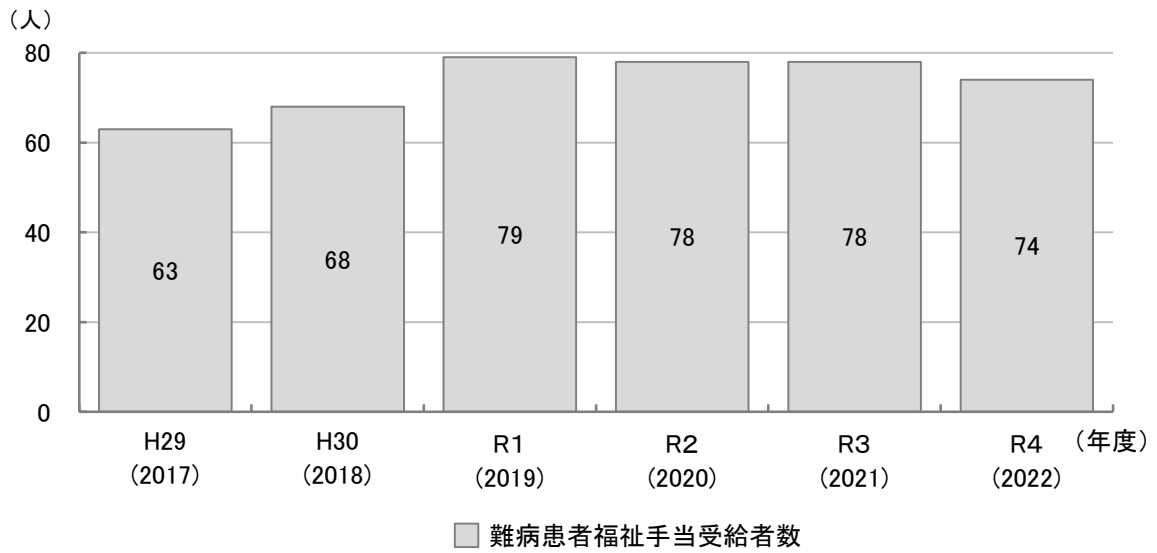
	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度
精神通院	219 人	233 人	284 人	306 人	300 人	296 人
育成医療	2 人	2 人	3 人	4 人	2 人	1 人
更生医療	7 人	6 人	7 人	8 人	10 人	8 人

資料：伊那保健福祉事務所（精神通院）、保健福祉課（育成医療、更生医療）（各年度末現在）

## ⑥難病患者福祉手当受給者

難病患者福祉手当受給者数の推移をみると、令和4（2022）年度末現在74人で、令和2（2020）年度末以降減少傾向にあります。

### ■難病患者福祉手当受給者数の推移



資料：保健福祉課（各年度末現在）

## ⑦障がい児

町内小中学校の特別支援学級児童・生徒数の推移をみると、小学校・中学校の合計人数は減少していますが、小学校・中学校の自閉症・情緒障がいの児童・生徒数は増減を繰り返しながら推移しています。

伊那養護学校在籍児童・生徒数の推移をみると、合計人数は15人前後でほぼ横ばいで推移しています。

### ■町内小中学校の特別支援学級児童・生徒数の推移

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度
小学校	知的障がい	15人	13人	12人	6人	6人	5人
	自閉症・情緒障がい	67人	75人	49人	47人	50人	44人
中学校	知的障がい	8人	3人	5人	3人	5人	3人
	自閉症・情緒障がい	23人	18人	28人	30人	27人	25人
合計		113人	109人	94人	86人	88人	77人

資料：教育委員会学校支援課、保健福祉課（各年度4月現在）

### ■町在住の伊那養護学校在籍児童・生徒数の推移

	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度
小学部	2人	5人	3人	3人	4人	4人
中学部	4人	4人	4人	4人	5人	5人
高等部	8人	7人	9人	8人	6人	7人
合計	14人	16人	16人	15人	15人	16人

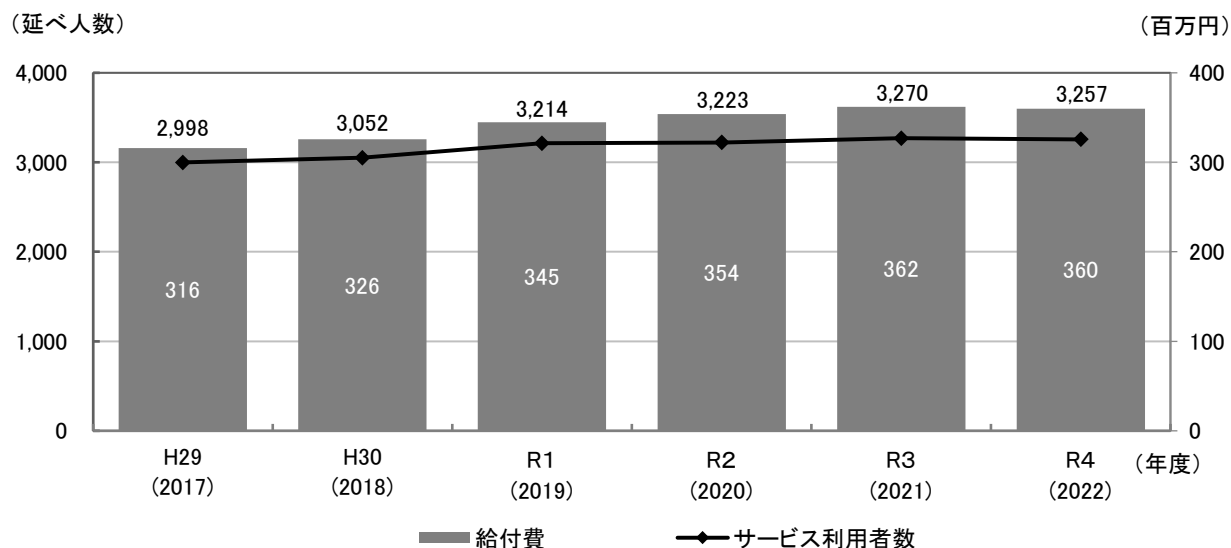
資料：長野県伊那養護学校、保健福祉課（各年度4月現在）

※伊那養護学校在籍児童・生徒数には町内小中学校の特別支援学級在籍者を含みます。

## ⑧障害福祉サービス利用者数とサービス給付費

障害福祉サービスの充実に伴って、令和4（2022）年度末には延べ3,257人の方がサービスを利用され、給付費は3億6,000万円となり、平成29（2017）年度末と比較すると、利用者数及び給付費はそれぞれ約1.1倍の伸びとなっています。

### ■障害福祉サービス利用者数とサービス給付費の推移

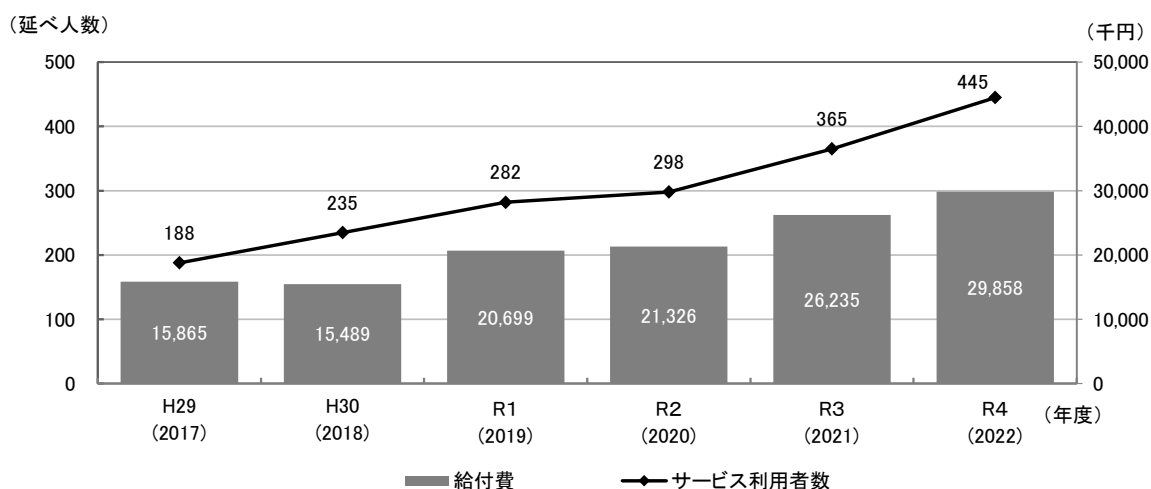


資料：保健福祉課（各年度末現在）

## ⑨障害児福祉サービス利用者数とサービス給付費

令和4（2022）年度末には延べ445人の方がサービスを利用され、給付費は2,985万8千円となり、平成29（2017）年度末と比較すると、利用者数が約2.4倍、給付費は約1.9倍の伸びとなっています。

### ■障害児福祉サービス利用者数とサービス給付費の推移

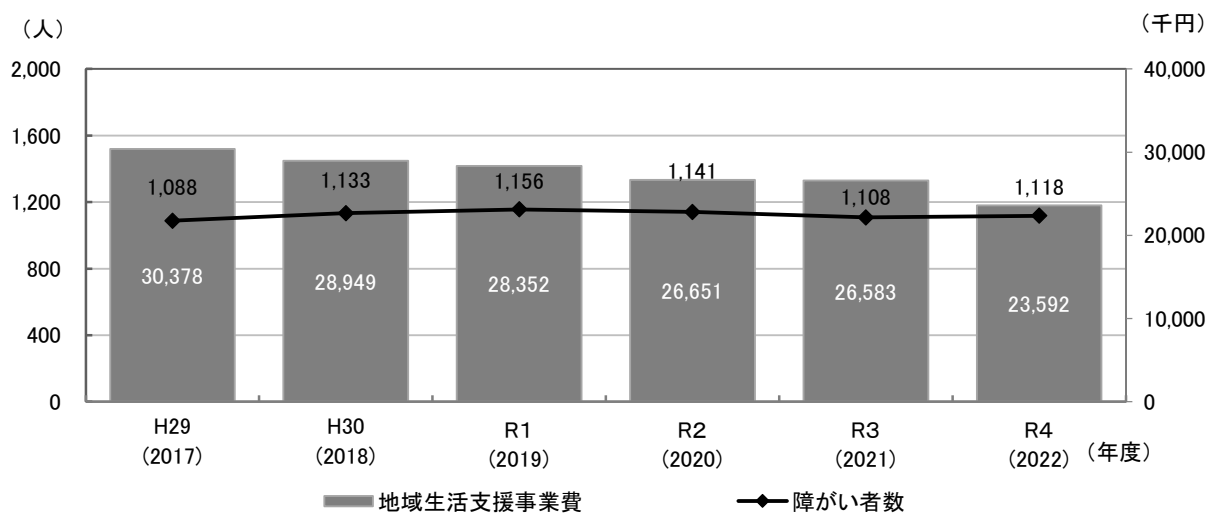


資料：保健福祉課（各年度末現在）

### ⑩地域生活支援事業費と障がい者数

地域生活支援事業費は、令和4（2022）年度末は2,359万2千円となり、平成29（2017）年度末と比較して、減少傾向にあります。障がい者数は、令和2（2020）年度末以降減少し、令和4（2022）年度末現在1,118人となっています。

■地域生活支援事業費と障がい者数の推移



資料：保健福祉課（各年度末現在）



## 2 調査結果からみる状況

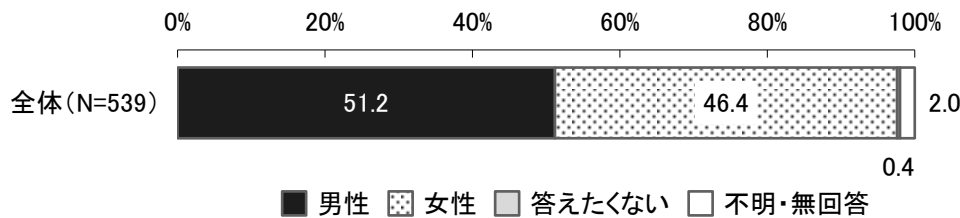
### 障がいのある人へのアンケート調査結果

障がいのある人の現状や障がい福祉に関する意識などを把握し、本計画策定の基礎資料とするため、町在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特定医療費（指定難病）受給者証所持者 964 人を対象にアンケート調査を実施しました。

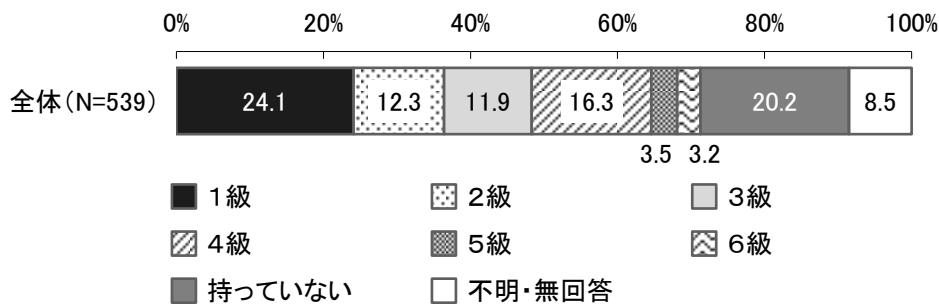
#### ■アンケート調査の概要

区分	アンケート調査	
調査対象	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特定医療費（指定難病）受給者証所持者	
調査方法	郵送配布・郵送回収、WEBによる回答	
調査期間	令和5（2023）年9月5日～9月19日	
配布数（A）	964件	
回収件数（B）	紙面回答	511件
	WEB回答	28件
回収率（B/A）	55.9%	

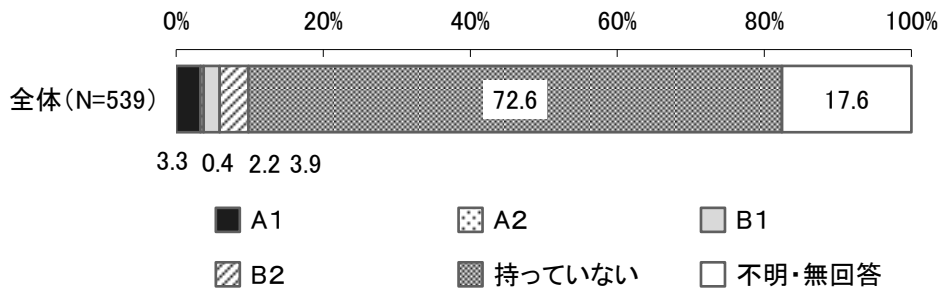
#### ■あなたの性別をお答えください。（単数回答）



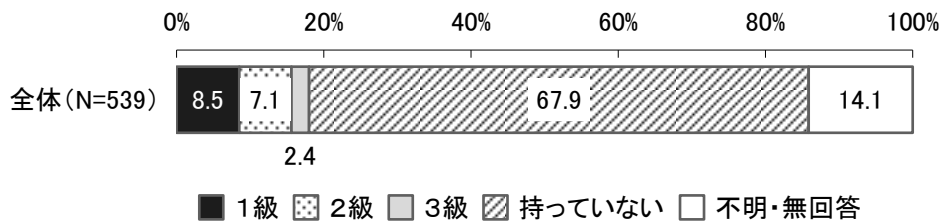
#### ■あなたは「身体障害者手帳」をお持ちですか。（単数回答）



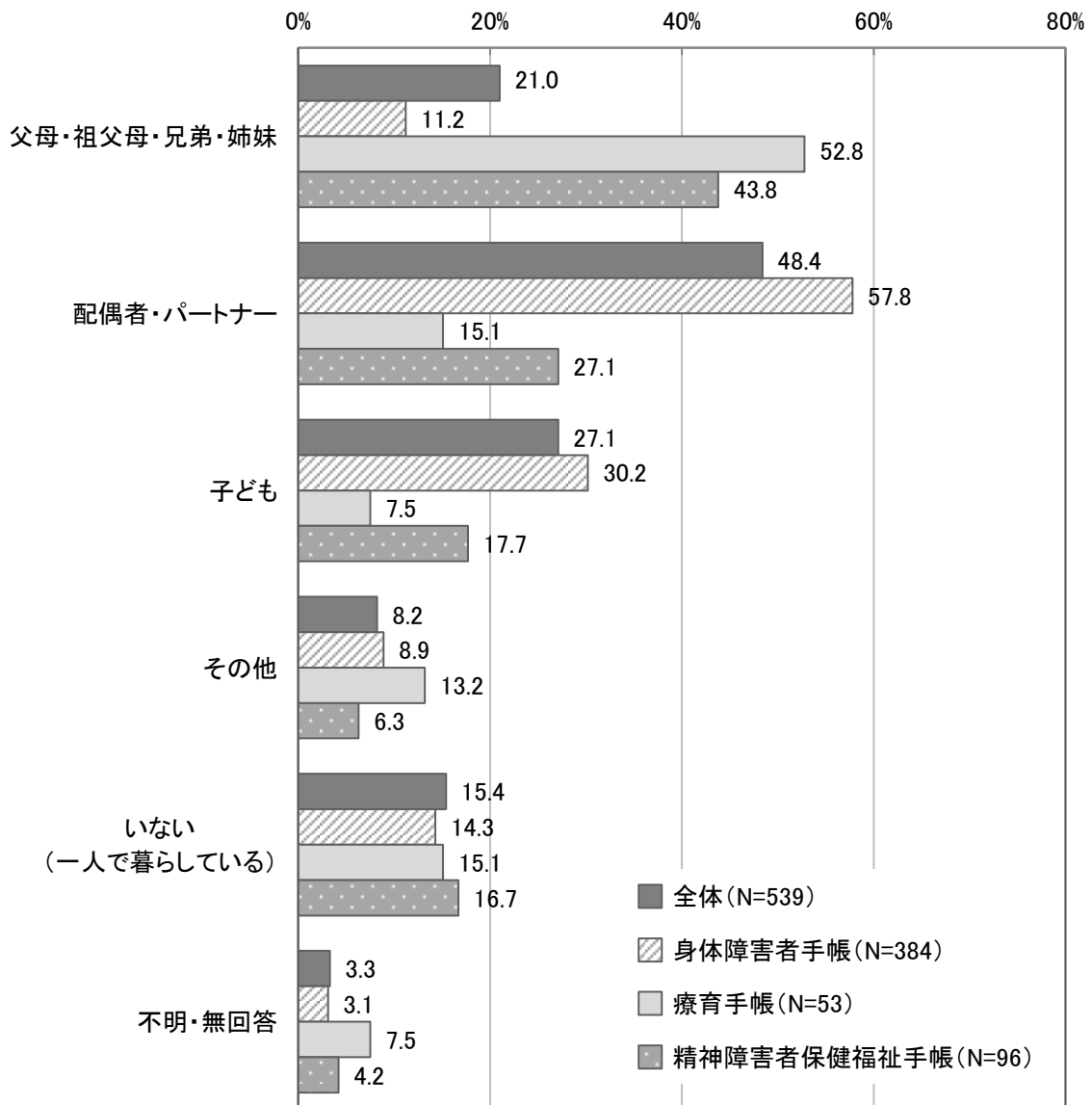
■あなたは「療育手帳」をお持ちですか。（単数回答）



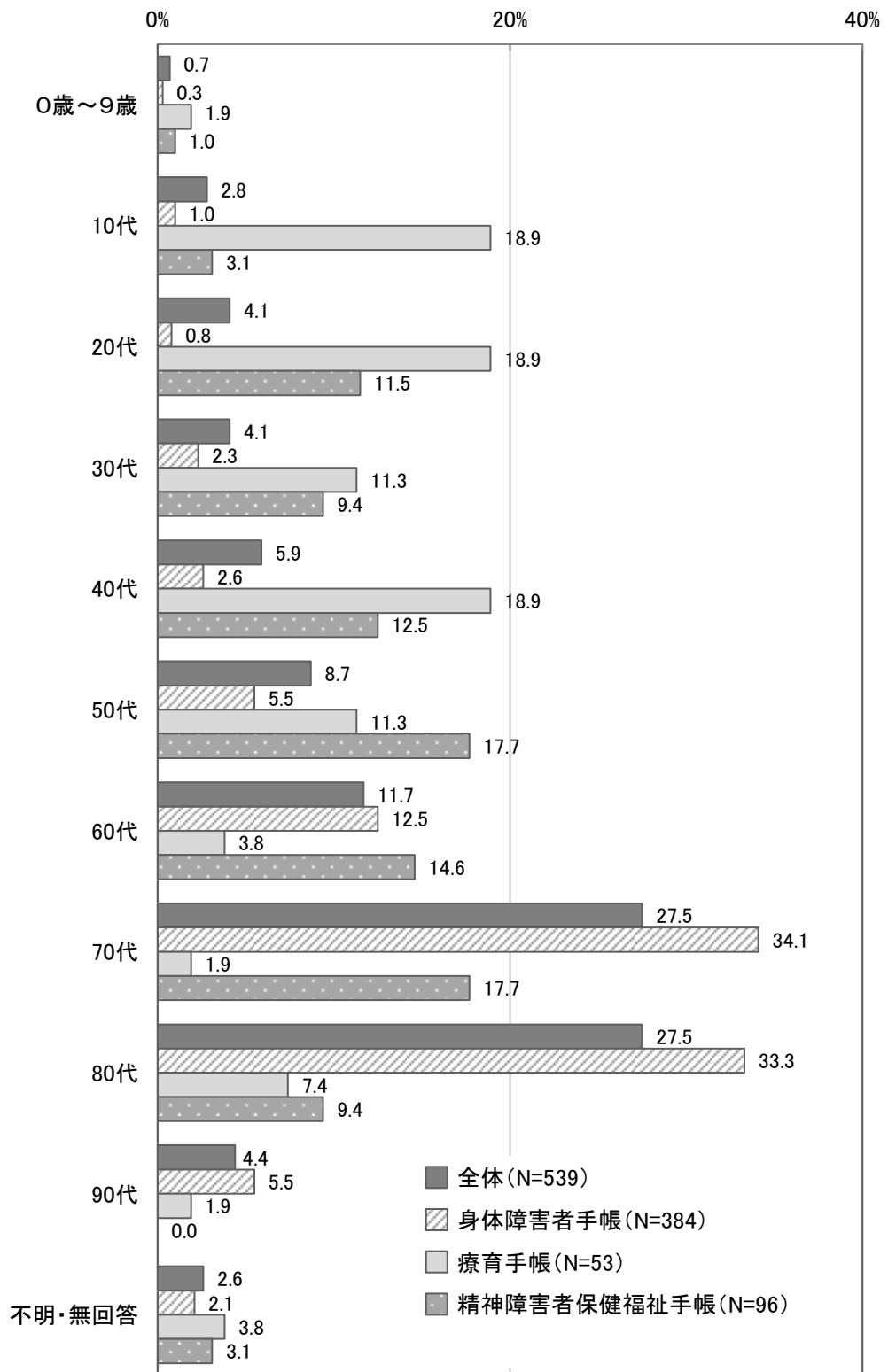
■あなたは「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちですか。（単数回答）



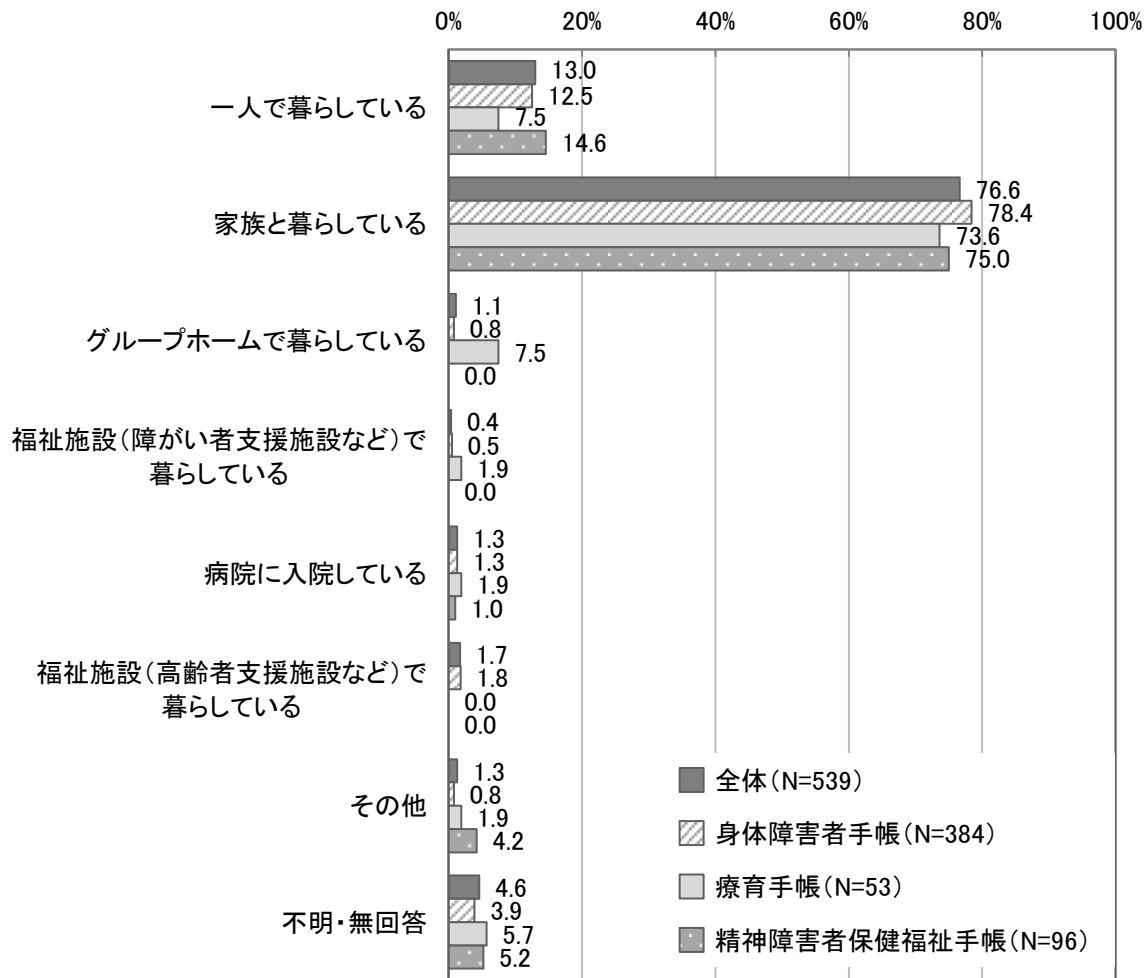
■現在、あなたが一緒に暮らしている人はどなたですか。（複数回答）



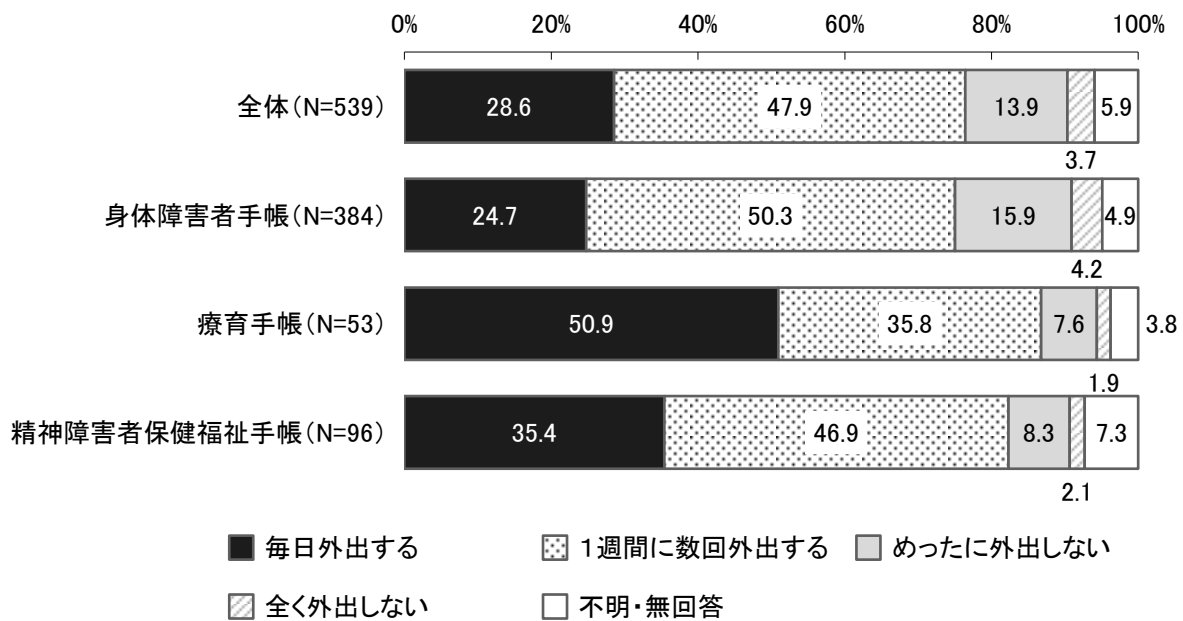
■あなたの年齢をお答えください。(数量回答)



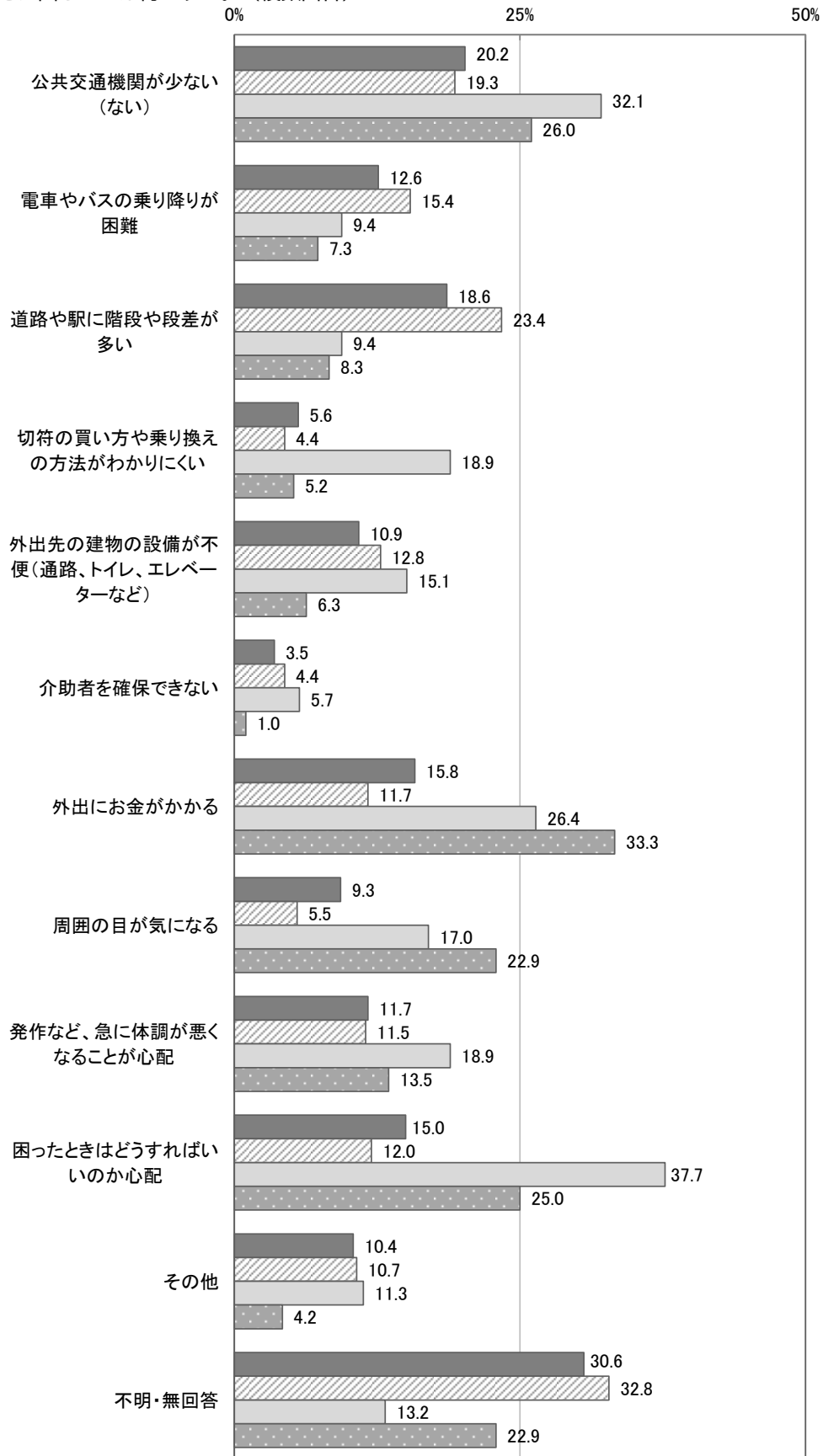
■あなたは、現在どのように暮らしていますか。（単数回答）



■あなたは、1週間にどの程度外出しますか。（単数回答）



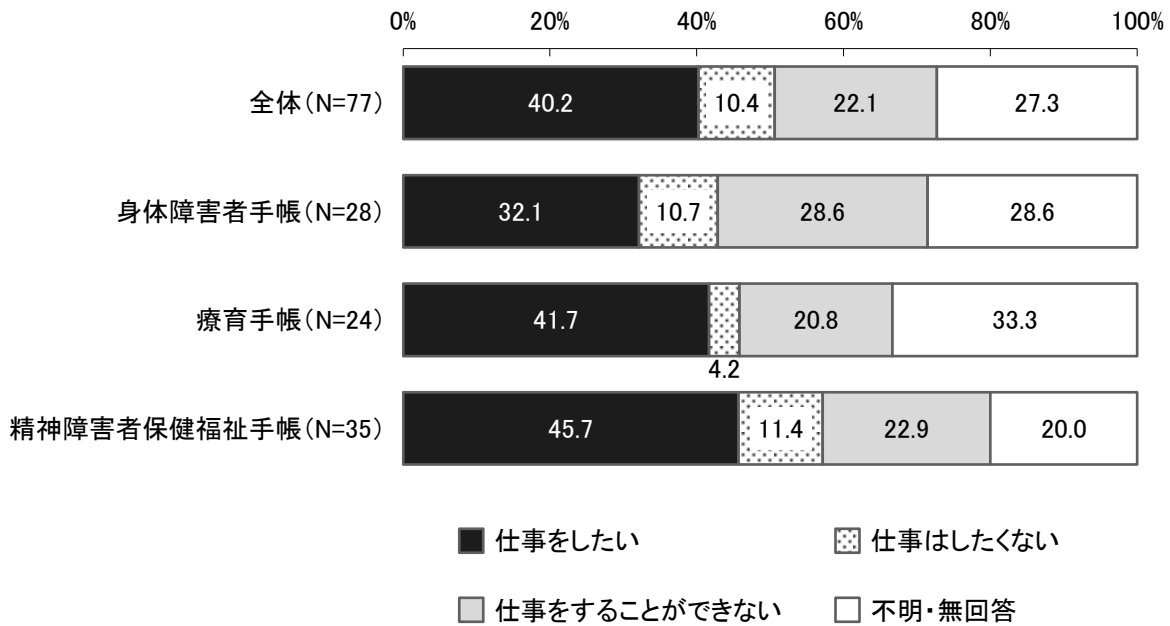
■外出するときに困ることは何ですか。(複数回答)



■ 全体 (N=539)  
 ▨ 身体障害者手帳 (N=384)  
 □ 療育手帳 (N=53)  
 ▩ 精神障害者保健福祉手帳 (N=96)

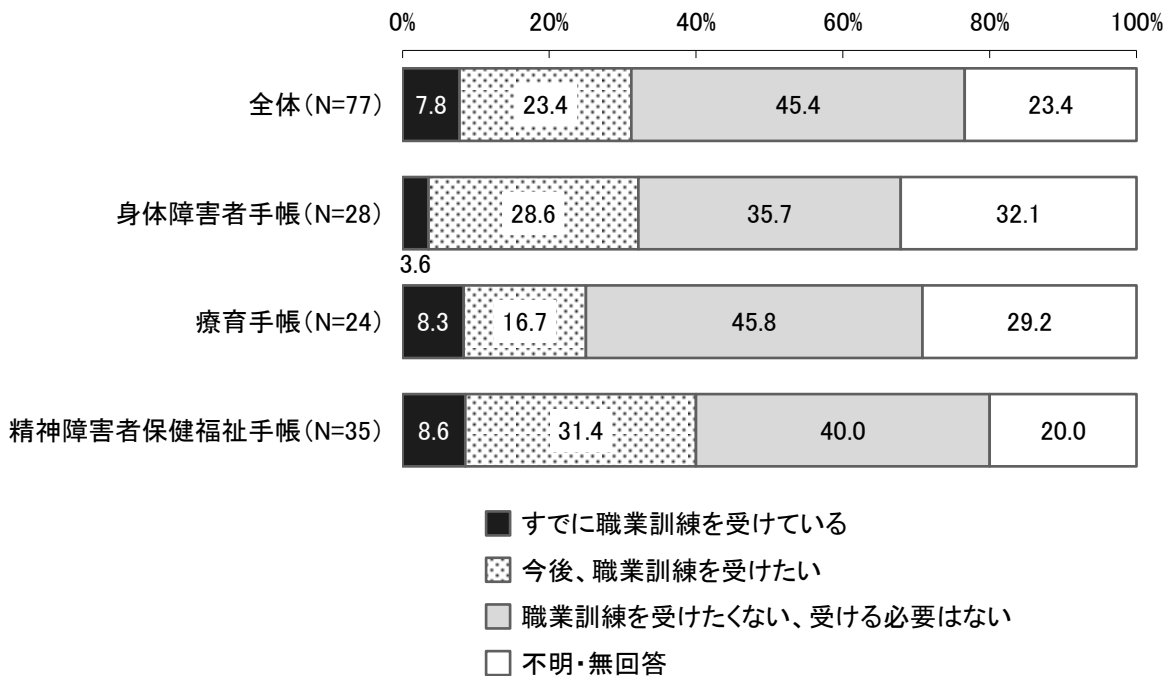
■あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。（単数回答）

※「会社員や自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」以外を回答した18～64歳の方

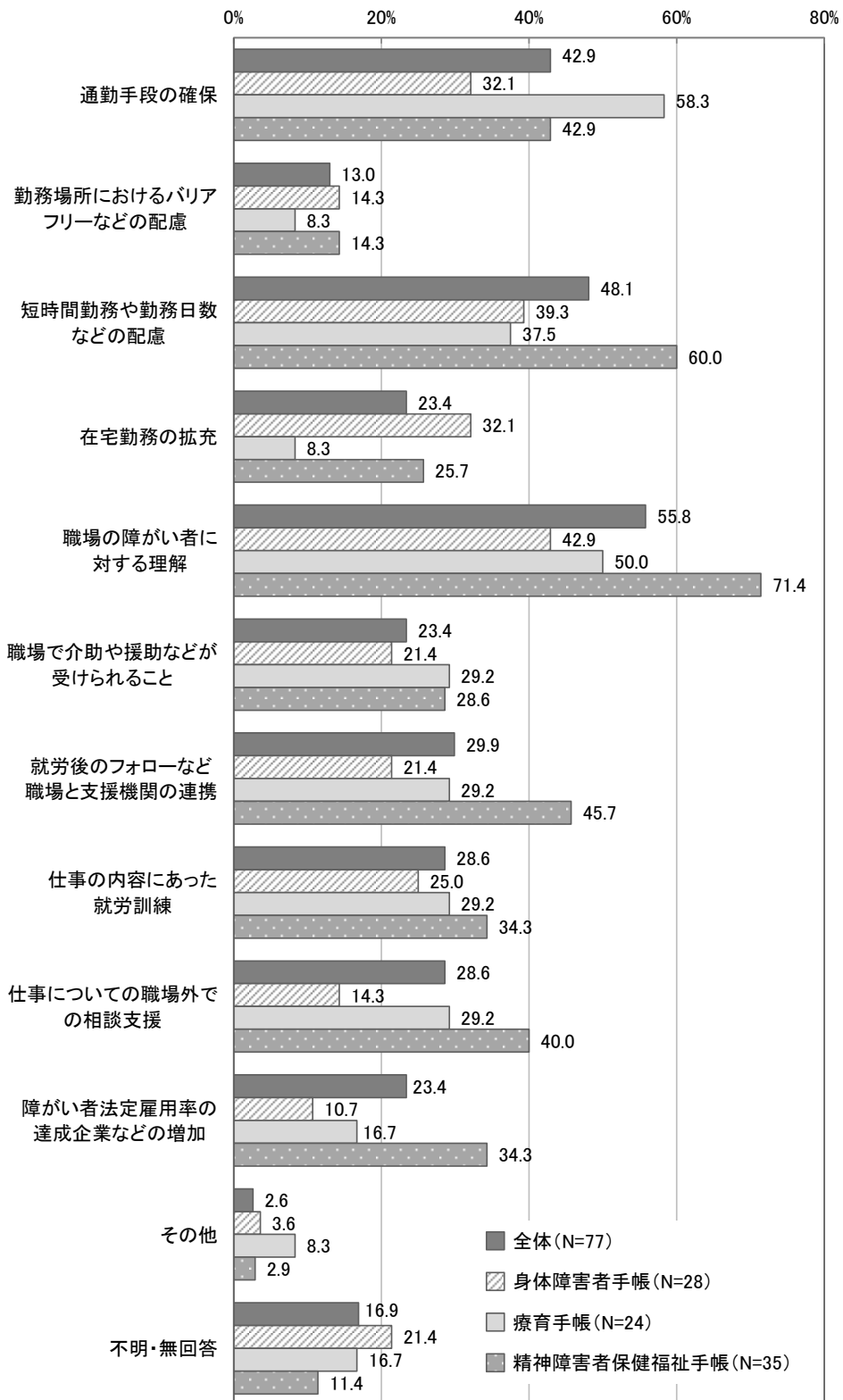


■収入を得る仕事に就くために、職業訓練を受けたいと思いますか。（単数回答）

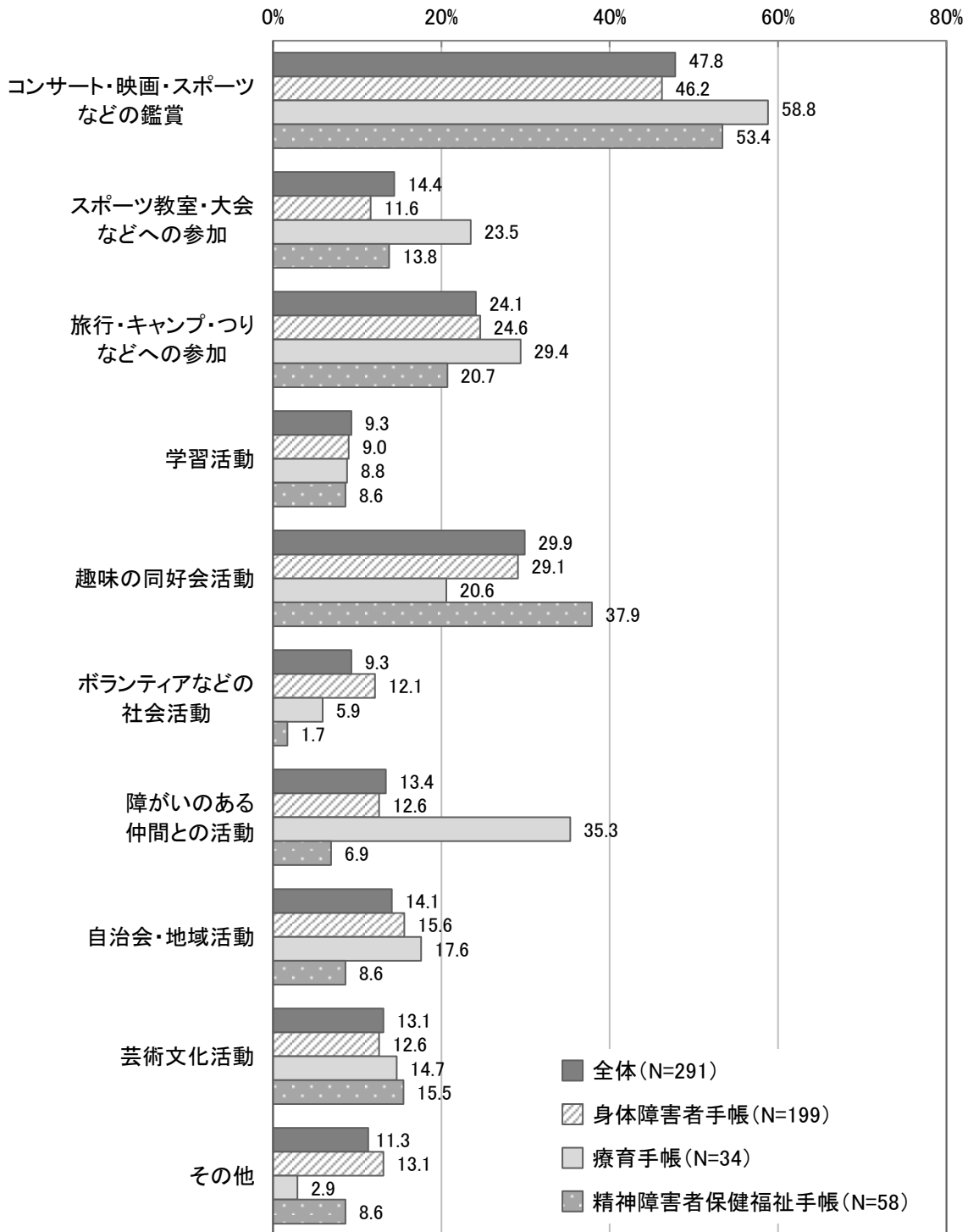
※「会社員や自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」以外を回答した18～64歳の方



■あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）

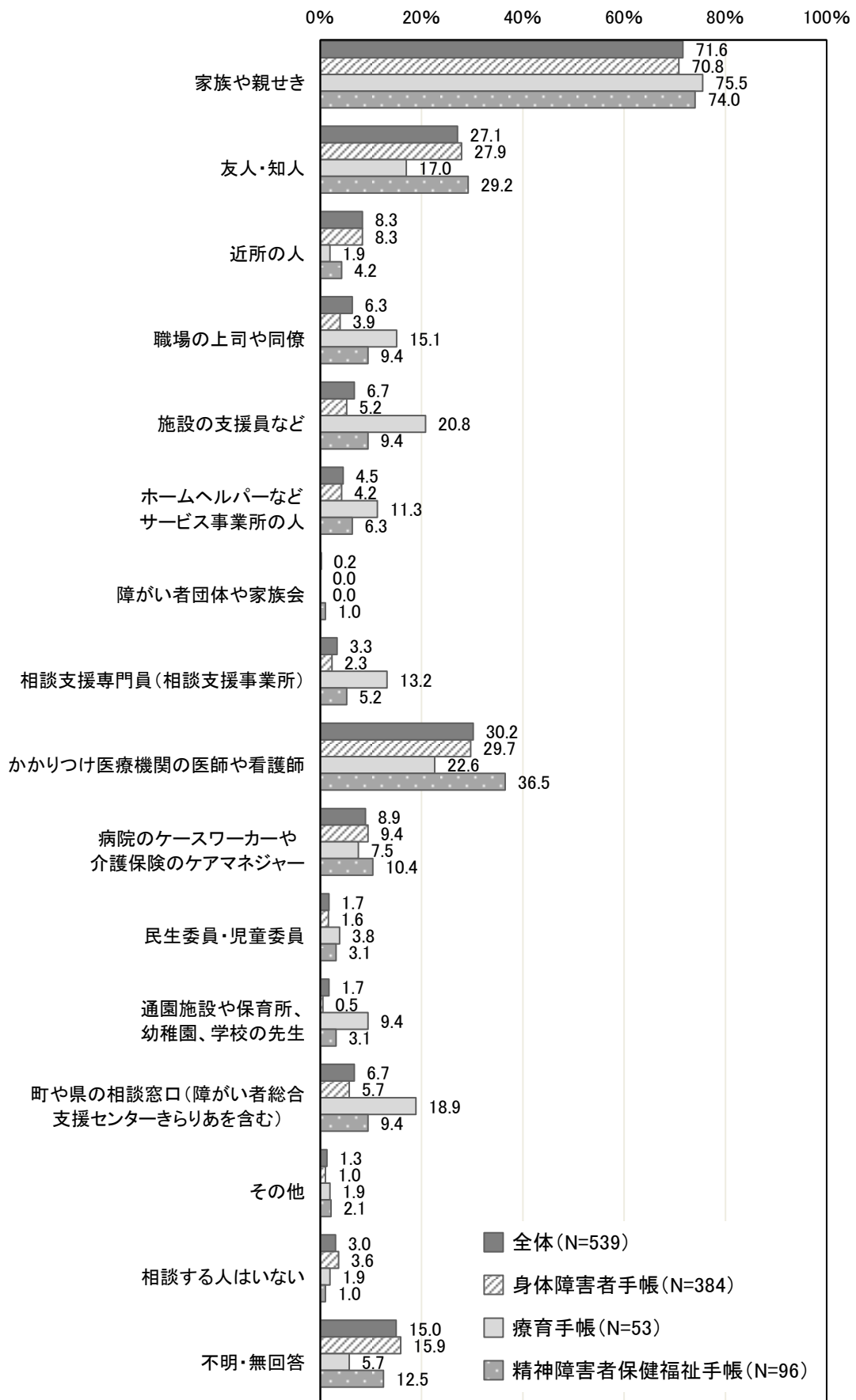


■スポーツや文化芸術活動について、今後どのような活動をしたいですか。（現在行っている活動も含む）  
 （複数回答）※「不明・無回答」を除く

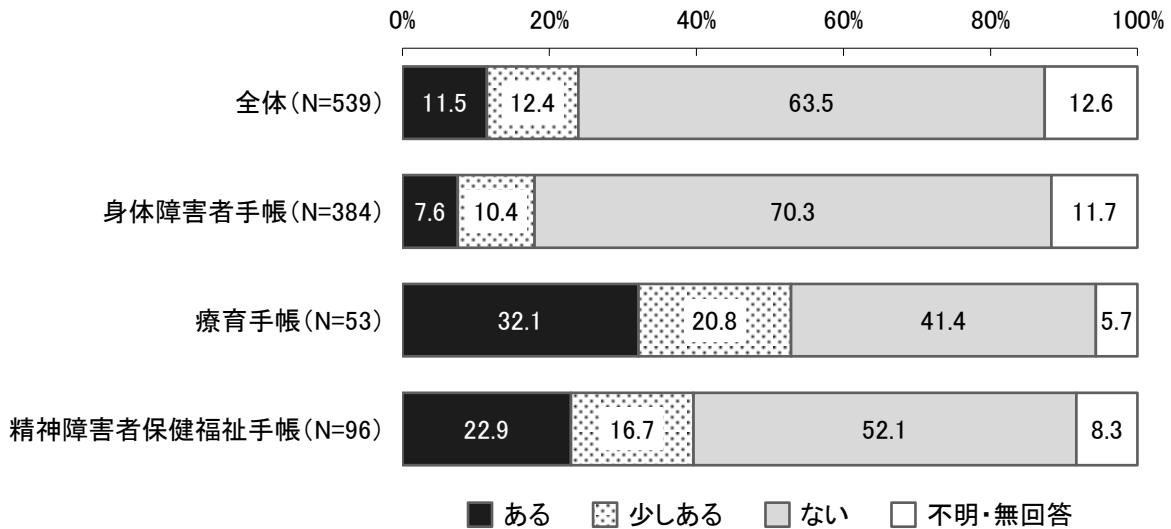




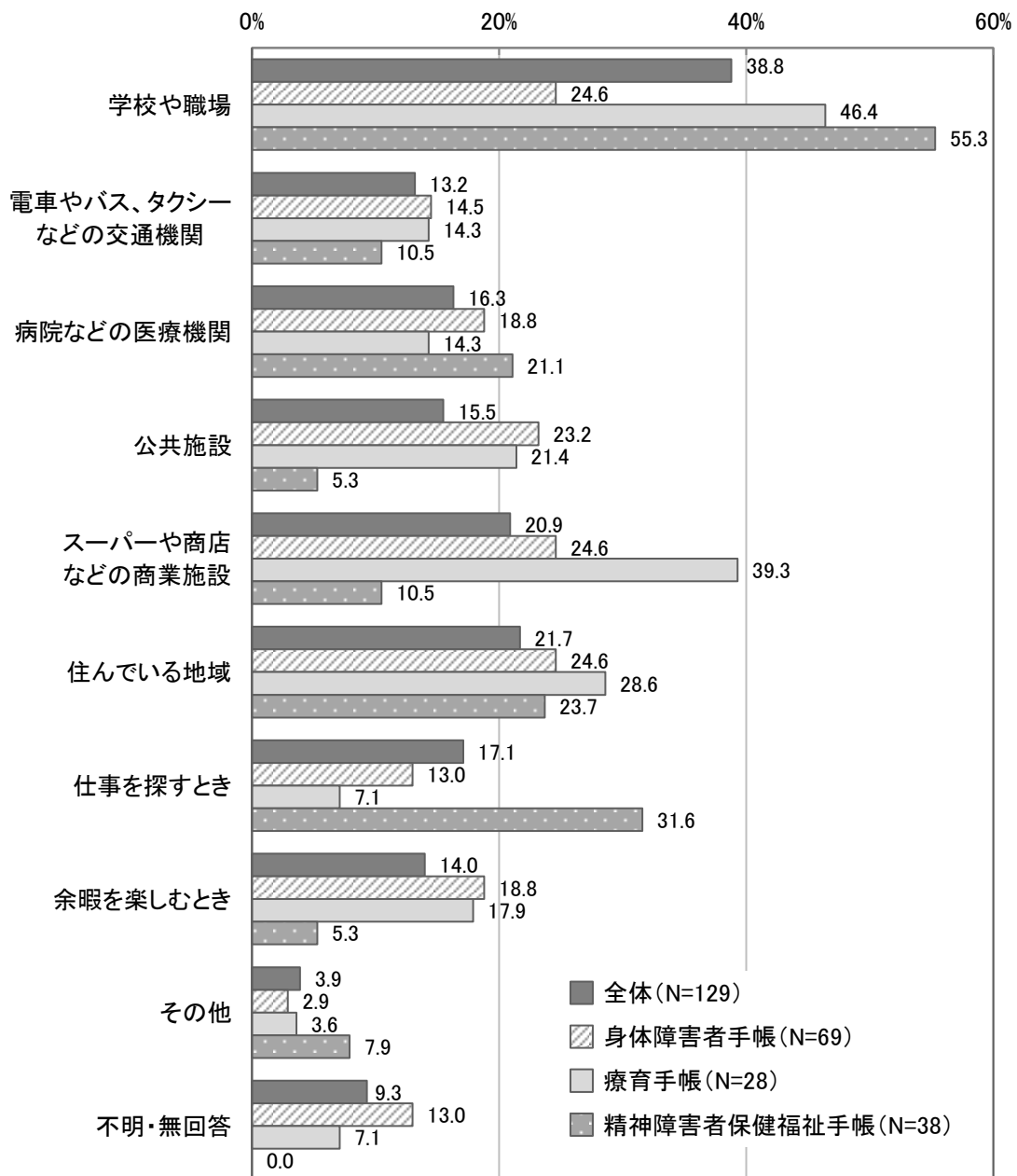
■あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。（複数回答）



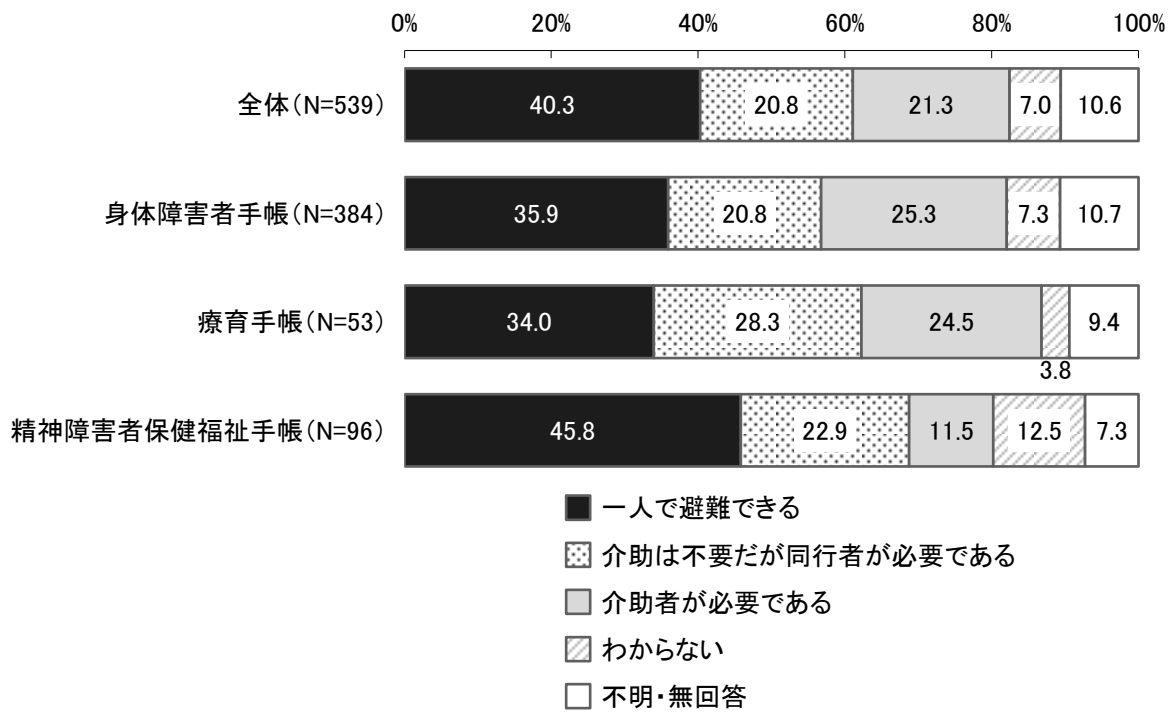
■あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。（単数回答）



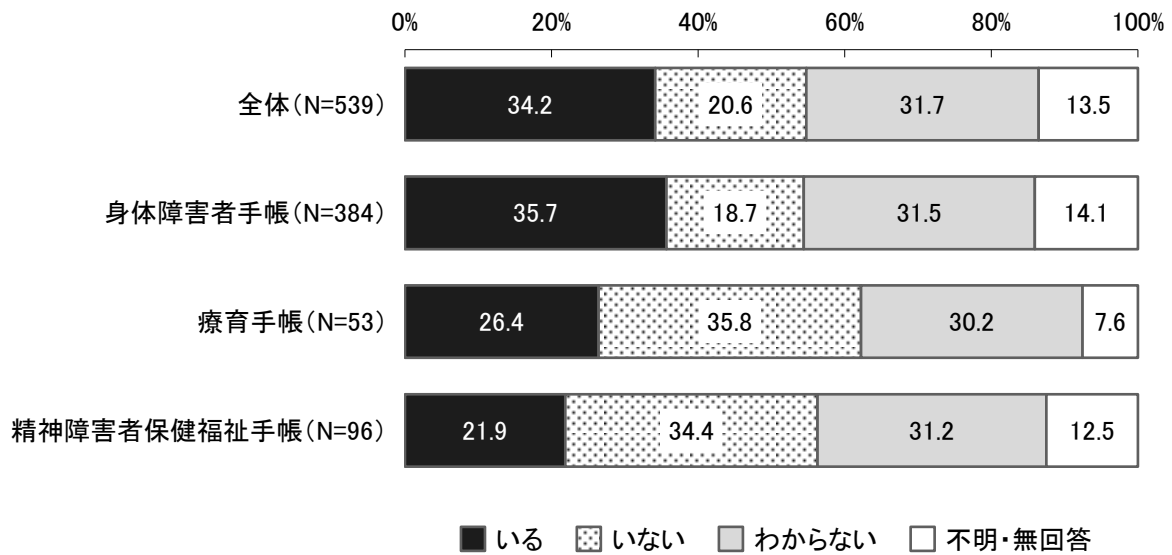
■どのようなところで差別や嫌な思いをされましたか。（複数回答）※「ある」「少しある」と回答した方



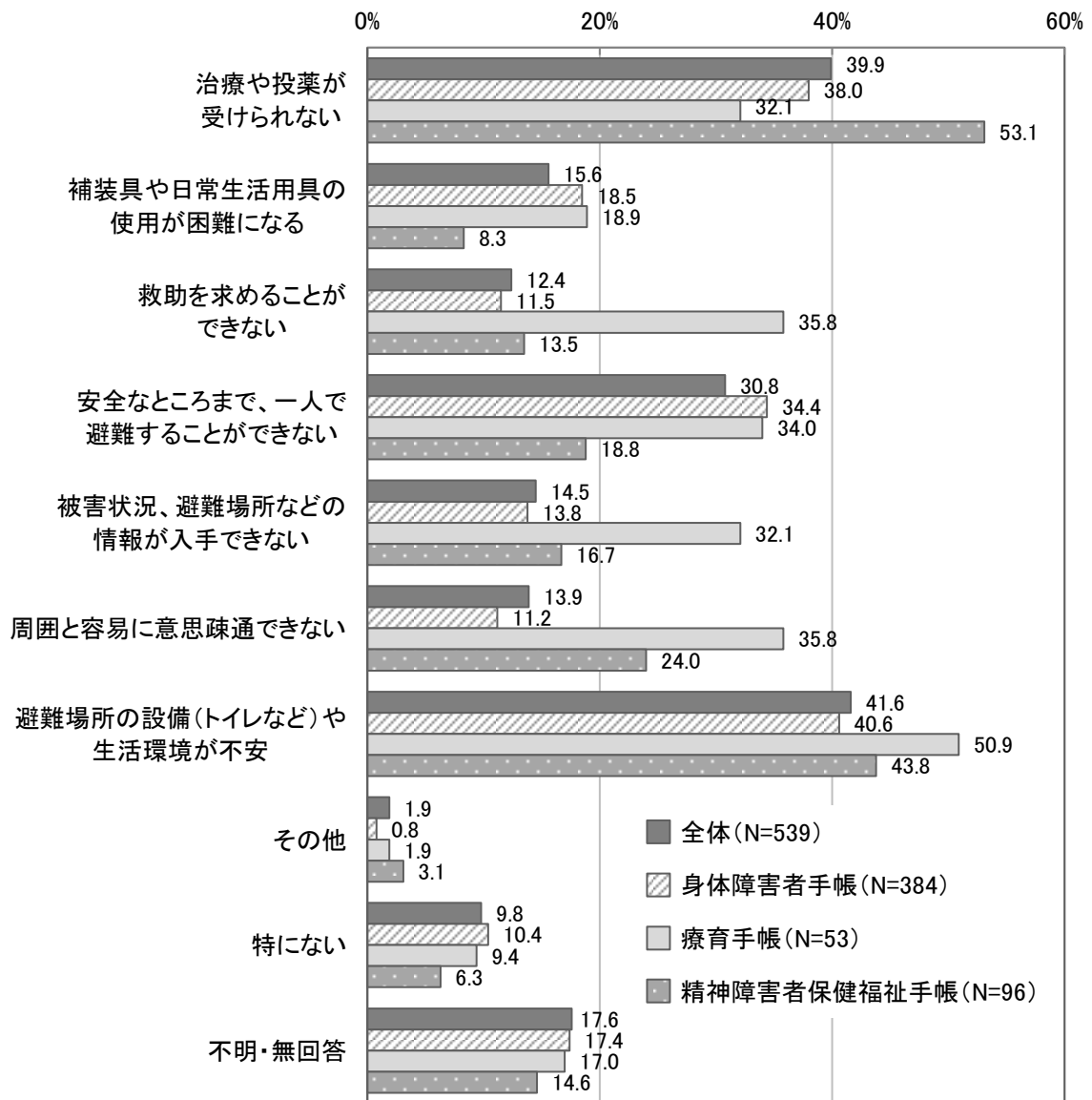
■あなたは、火事や地震、風水害などの災害時に避難できますか。（単数回答）



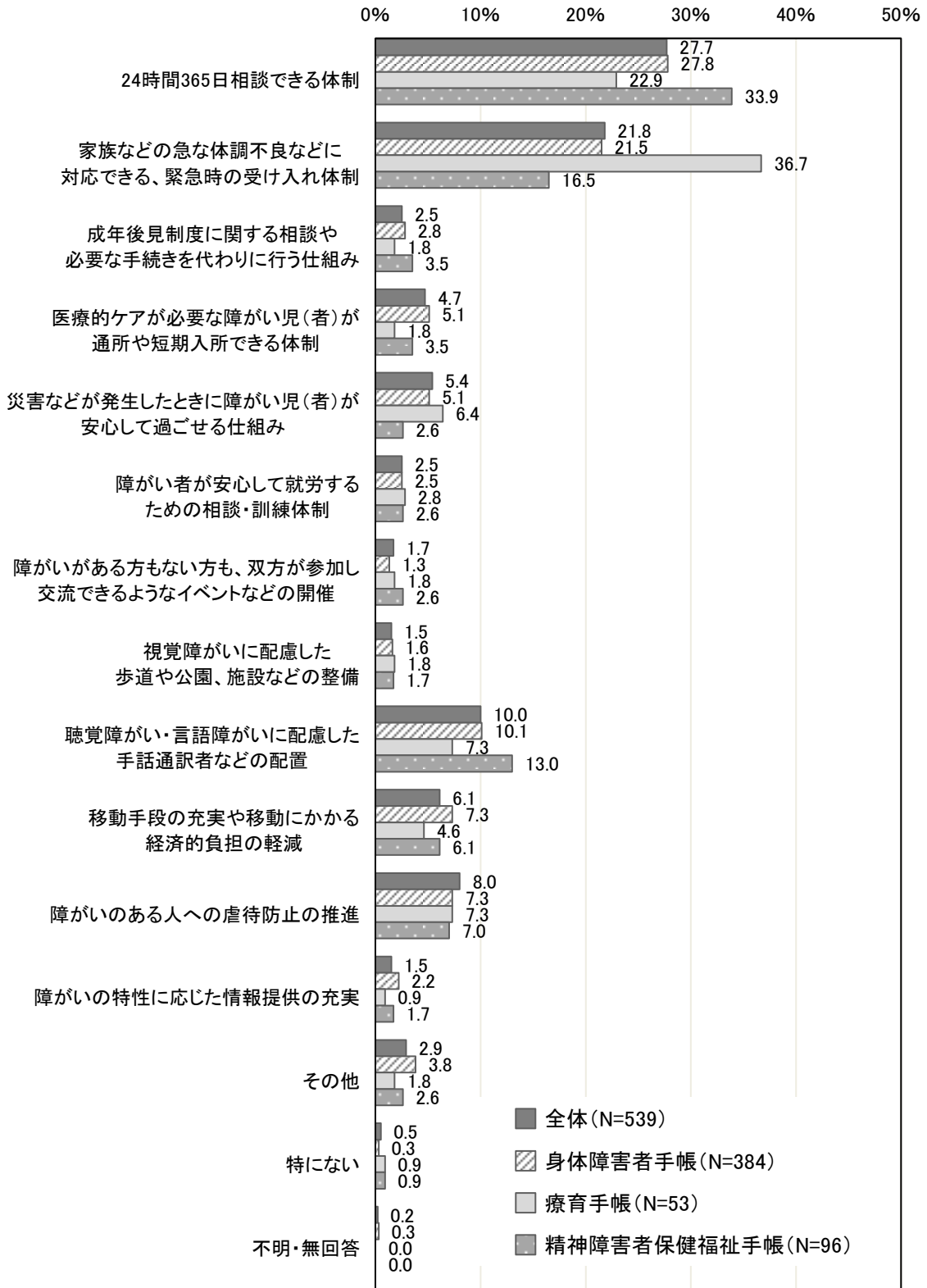
■家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。（単数回答）



■火事や地震、風水害などの災害時に困ることは何ですか。（複数回答）



■これからも地域で安心して生活していくためには、どのような体制や仕組みが必要だと考えますか。（複数回答）



## 第2章 基本理念と基本目標

### 1 計画の基本理念

町は、国及び県の障害福祉計画策定の基本指針等を踏まえ、障がいのある人もない人も安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、次のように基本理念とその柱となる3つの基本的視点を定めます。

< 基本理念 >

誰にでも居場所と出番があり  
生きる喜びを感じられる辰野町

< 3つの基本的視点 >

- (1) 障がいのある人の権利擁護と共生社会の実現
- (2) 自ら選んだ場所で「安心」して暮らせる環境づくり
- (3) 「心のゆたかさ」を感じられる生活の実現

## 2 基本目標

町の基本理念を踏まえ、以下の目標を設定します。

### 基本目標1 差別解消・権利擁護の推進

町で暮らす障がいのある人とない人の相互理解のため、障がいへの正しい理解を深める啓発活動、学校での福祉教育、権利擁護の推進を通して、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けて、地域づくりを進めます。

### 基本目標2 安心な暮らしのための生活支援

障がいのある人一人ひとりのニーズを把握し、継続した福祉サービスを受けられるよう、相談支援体制を整備し、福祉サービスと情報提供の充実に努めます。

### 基本目標3 安全で暮らしやすい環境づくり

公共施設や道路のバリアフリー化や移動支援を推進し、障がいの有無にかかわらず誰もが暮らしやすい生活環境を整備します。また、障がいのある人を災害や犯罪から守るため、避難支援体制や防犯対策を強化し、災害時や緊急時でも安心・安全な暮らしが確保されるよう努めます。

### 基本目標4 障がいのある人の社会参加の促進

障がいのある人のための就労相談支援、雇用の促進、福祉的就労の充実に努めます。また、障がいのある人が生きがいを持って社会参加できるよう、文化芸術・スポーツ活動の推進と活動環境の整備に取り組めます。

### 基本目標5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実

障がいのある子どもが切れ目のない支援と充実した教育を受けられるよう、保健・教育・医療等、様々な分野からの支援体制づくりを図ります。

### 3 計画の体系

基本的視点	基本目標	施策
(1) 障がいのある人の権利擁護と共生社会の実現 (2) 自ら選んだ場所で「安心」して暮らせる環境づくり (3) 「心のゆたかさ」を感じられる生活の実現	1 差別解消・権利擁護の推進	(1) 理解促進と差別解消の推進 (2) 障がいのある人への虐待防止・権利擁護の推進
	2 安心な暮らしのための生活支援	(1) 相談支援体制の整備 (2) 福祉サービスと自立生活支援の充実 (3) 情報提供・意思疎通支援の充実
	3 安全で暮らしやすい環境づくり	(1) バリアフリーのまちづくり (2) 移動支援の推進 (3) 防災・防犯の充実
	4 障がいのある人の社会参加の促進	(1) 雇用の促進と就労機会の拡大 (2) 福祉的就労の充実 (3) 文化芸術・スポーツ活動の推進 (4) 活動環境の整備
	5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実	(1) 療育・教育の充実 (2) 教育環境の整備



## 第3章 辰野町の障がい福祉の課題及び施策の展開

### 基本目標1 差別解消・権利擁護の推進

アンケートでは、障がいによる差別や嫌な思いの経験について、『ある』と答えた方は、全体で1割となっていますが、療育手帳所持者で約3割以上と特に高い傾向にあります。

共生社会の実現のためには、障がいのある人もない人も交流できる機会や場を拡充し、障がいについて関心を深め、正しく理解することが大切です。啓発事業や広報活動で障がいに関する知識の普及を図るだけでなく、学校教育の中で障がい福祉を学ぶ機会をつくります。また、虐待防止の啓発等を通して、障がいのある人の権利擁護に向けた取組を強化します。さらに、障がいのある人を支える親の高齢化による「親亡き後問題」が明らかとされる中、成年後見制度の利用促進と制度に対する取組を継続的・体系的に実施します。

#### (1) 理解促進と差別解消の推進

##### ○ 障がいのある人への理解・啓発

障がいのある人が地域社会の中で安心して生活するために、すべての人が障がいや障がい者に対する正しい理解を持ち、ノーマライゼーションの浸透を図ることができるよう、学校や職場、地域において啓発活動を推進します。

また、ヘルプマークなどの障がいのある人に関するマーク等の普及・啓発を図ります。

##### ○ 障がい者福祉に関する活動の紹介と周知

障がいについて広く理解を得るため、障がい者福祉に関する町の取組や障がいのある人が中心となって行っている活動等を広報誌やホームページなど様々なメディアを活用して紹介し、住民に向けた周知を図ります。

##### ○ 学校における障がい者理解の促進

学校教育の段階で児童・生徒が障がいを理解し行動できるよう、道徳教育やボランティア活動、総合的な学習の時間等で思いやりを持つこころの育成に努めます。

また、学校教育にとどまらず、障がいのある人とのふれあいの場や講演会、研修会等を開催し、障がいに対する学習機会の充実に努めます。

##### ○ 地域住民の理解と支援

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができる環境づくりや、災害時の避難支援の充実に向け、地域の支え合い・助け合い活動を促進します。

##### ○ 障害者差別解消法の周知

障がいのある人への差別を解消するために、研修会や広報誌等を通じて「障害者差別解消法」についての周知・啓発をします。

## (2) 障がいのある人への虐待防止・権利擁護の推進

### ○ 虐待の防止と被害者の保護

障がい者虐待の防止等に関する広報、その他啓発活動を行い、通報・報告等に係る体制の整備を行います。また、被虐待者を一時的に保護できる場所を確保します。

### ○ 日常生活自立支援事業の充実と活用支援

知的障がいや精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない方が地域において自立した生活が送れるよう、他機関とも連携しながら、日常生活自立支援事業の充実を図り、福祉サービスの利用促進につなげます。

### ○ 成年後見制度の利用促進と体制整備

成年後見制度の利用を促進するために、広報及び啓発を行います。また、被後見人等を適切に支援できるように市民後見人や親族後見人等について支援策の検討や協力体制の構築を行い、地域の実情に応じて、専門職と連携しながら利用者に沿った制度運用を行います。

## 基本目標2 安心な暮らしのための生活支援

アンケートでは、悩み等の相談相手は「家族や親せき」といった身内の割合が最も高く、次いで「かかりつけ医療機関の医師や看護師」となっています。一方、行政や民間の相談窓口の利用は低い傾向となっているため、適切な支援やサービスにつなげていくためにも窓口の周知と相談支援体制の整備を進めていく必要があります。

障がいのある人の安心な地域生活のため、相談支援体制の整備、福祉サービスの充実と自立生活の支援に加え、令和4（2022）年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」も踏まえた情報の取得・利用や意思疎通に関する取組に努めます。

### （1）相談支援体制の整備

#### ○ 相談窓口の周知

障がいのある人や家族の相談窓口の周知を強化します。また、医療的ケアが必要な人など、専門性の高い相談へ対応するために、関係機関との連携を強化します。

#### ○ ライフステージに沿った相談対応と支援

ライフステージの変化で障がいのある人の支援が途切れることのないよう、相談体制を整備し、関係機関と連携・情報共有に努めます。

### （2）福祉サービスと自立生活支援の充実

#### ○ 人材の確保と育成の推進

福祉人材の確保及びその定着について、関係機関による協議の場を設け、現状の把握と課題の洗い出しや具体的な取組内容、方向性等を検討します。

#### ○ 訪問系サービスの充実

障がいのある人の安定した在宅生活を支援するため、居宅介護等の訪問系サービスの充実を図ります。また、障がいのある人の社会参加を促進するため、行動援護、同行援護、移動支援等の外出支援サービスの充実を図ります。

#### ○ 居住系サービスの整備

自立可能な入所者が地域で暮らせるよう、広域で連携し、住まいの場となるグループホームの整備等を推進します。

#### ○ 日常生活用具等の給付

在宅生活を支援するための歩行支援用具や排泄管理支援用具等について、周知を図るとともに給付を実施します。

#### ○ 地域移行に向けた支援の充実

関係機関と連携し、障がいのある人の地域生活への移行支援・地域定着に向けて各種サービスを充実させ、地域移行を進める事業を推進します。

また、障がいのある人が地域生活を安心して送るための相談体制を整備します。

### ○ 保健・医療・福祉と連携した支援の推進

障がいの重度化・障がいのある人の高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、基幹相談支援センターや事業所等と連携し、更なる支援の充実を図ります。

### ○ 障がいのある人の家族支援

基幹相談支援センターや障害福祉サービス等事業所との連携のもと、ヤングケアラーや社会的な孤立、8050問題など、障がいのある人本人に加え家族を支援するために必要なサービスの提供体制を整備します。

## (3) 情報提供・意思疎通支援の充実

### ○ 障害福祉サービス等の情報提供

広報誌やホームページ、リーフレットの配布などを通して、障がいのある人に関する法律や制度、障害福祉サービスや相談窓口について情報提供を行います。

### ○ 意思疎通・意思決定支援の推進

他機関と連携し、手話奉仕員・要約筆記者養成講座の受講者数の確保や計画的な養成に努めます。

### ○ 障がいの特性に応じた情報提供

意思疎通に困難がある人が情報を取得することができるよう、様々な障がいの特性に応じた手段による情報提供を行います。

また、色覚多様性のある人に配慮した色使い（カラーユニバーサルデザイン）や読みやすく見やすいデザインが施された書体（ユニバーサルデザインフォント）を使用し、文字を読むことが難しい人でもわかりやすい情報提供に努めます。

### ○ ICT活用等の促進

遠隔手話通訳システムの導入など、ICTの活用を促進することで、誰もが同じように必要な情報を入手し活用できる仕組みの構築や住民サービスの充実を図ります。

## 基本目標3 安全で暮らしやすい環境づくり

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、障がいの特性に配慮したユニバーサルデザイン化やバリアフリー化が求められています。

アンケートでは、外出するときに困ることについて、全体で「公共交通機関が少ない（ない）」が約2割と最も高く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」となっています。また、辰野町の取組についての自由意見では、免許返納等で車を手放した後の移動手段への不安に関する意見が多数みられました。

障がいのある人が暮らしやすい環境づくりのため、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化、移動支援の推進に努めます。

また、アンケート結果では、災害時の困ることについては「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」、災害時の避難については「介助者・同行者が必要である」の割合がいずれも全体で4割以上となっています。

防災においては平常時からの災害に強い地域づくりが重要です。防犯においては、警察や関係機関と連携し、防犯に関する情報を共有して地域での防犯意識を高めることで、被害の未然防止に取り組めます。

### （1）バリアフリーのまちづくり

#### ○ 公共施設等のバリアフリー化の推進

不特定多数の人が利用する病院やスーパー、公共性の高い民間施設のバリアフリー化に対し、制度を周知し利用を促進します。

#### ○ 歩行環境の整備

歩行時の安全を確保するため、歩道の段差解消など、障がいの特性に配慮した歩行環境を整えます。

#### ○ ユニバーサルデザインの推進

公共施設や道路等におけるユニバーサルデザインを推進するとともに、地域や学校と連携して、「誰もがわかりやすい」生活のユニバーサルデザイン化に向けた啓発に取り組めます。

### （2）移動支援の推進

#### ○ 福祉タクシー料金の助成

電車、バス等の公共交通機関を利用することが困難な障がいのある人に対し、福祉タクシー券を交付し、経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図ります。

### (3) 防災・防犯の充実

#### ○ 避難行動支援の充実

災害発生時における障がいのある人等の安全かつ的確な避難のため、地域等と連携し、「避難行動要支援者名簿」への登録を推進するとともに、一人ひとりの状況に応じた具体的な避難計画である「個別避難計画」の策定や避難支援員の確保に努めます。

#### ○ 地域防災訓練への参加促進

障がいのある人の地域防災訓練への参加を促すことで、障がいのある人とない人の相互理解を深めるとともに、自治会等に対し、防災訓練等の際に障がいのある人の参加が可能となるよう、呼びかけや配慮の充実を促します。

#### ○ 障がいに配慮した避難所運営の充実

災害の状況に応じ、障がいのある人等に配慮した福祉避難所の確保に努めるとともに、一般の避難所においては障がいに配慮するよう努めます。

#### ○ 犯罪被害の防止に向けた取組の推進

日頃から学校や事業者、金融機関等の店舗と連携して、被害を未然に防止できる体制の充実に取組めます。

また、詐欺や窃盗等の犯罪について、障がいのある人が被害者にも加害者にもならないよう、広報・啓発を行い、見守り・相談体制の充実に努めます。

#### ○ 犯罪情報・防犯情報の収集と提供

警察や関係機関と連携し、犯罪及び防犯に関する啓発活動の実施や情報の収集・周知を図ることで、地域での防犯意識の高揚に努めます。

## 基本目標4 障がいのある人の社会参加の促進

令和3（2021）年5月に「障害者差別解消法」の一部改正が施行され、令和6（2024）年4月から民間事業所による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されます。障がい者就労については、生活基盤の確保や生きがいの創出等、様々な観点から就労を促進していく必要があり、同時に障がいのある人の雇用拡大のために企業の理解促進が重要です。

アンケートでは、今後、収入を得る仕事をしたいかどうかについて、「仕事をしたい」の割合が全体で約4割、障がい者就労の支援のために必要なことは、「職場の障がい者に対する理解」の割合が全体で5割以上となっています。

また、平成30（2018）年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとなっています。

アンケートでは、今後行いたいスポーツや文化芸術活動について、「コンサート・映画・スポーツなどの観賞」の割合が全体で最も高く、療育手帳所持者の3割以上が「障がいのある仲間との活動」と回答しています。

就労だけでなく、趣味や文化芸術活動、スポーツなど、障がいのある人もない人も喜びや楽しみを共有し、認め合い支え合うことができる機会を提供し、障がいのある人の社会参加を促進する取組の充実が求められます。

### （1）雇用の促進と就労機会の拡大

#### ○ 就労に関する相談支援

専門機関等と連携した就労相談や職場定着への支援の充実に努めます。

また、一般就労が困難な障がいのある人の相談対応を行うとともに、就労に関して悩みを抱えた人が、適切に相談機関や支援につながるができるよう、医療機関やハローワーク等と連携した相談体制の充実に取組めます。

#### ○ 雇用の拡大及び就労環境の改善に向けた啓発等の推進

企業等に対して、障がい者雇用に関する広報・啓発を行うことにより、トライアル雇用などの取組を通じて、事業主の障がい者雇用への理解促進を図り、雇用拡大につなげます。また、研修会や広報誌等を通じて、障がいの特性に応じたサポートや合理的配慮による就労環境の改善が図られるよう啓発を行うことにより、継続的な就労を支援します。

#### ○ 関係機関との連携強化

働く意欲のある障がいのある人が、必要な段階で就労支援を受けることができるよう障がいのある人本人やその家族等に対して、専門機関の周知を図るとともに、障がいのある人の就労に向けた知識や能力の向上等のために就労系福祉サービスの利用を促進します。

## (2) 福祉的就労の充実

### ○ 物品調達に係る取組の推進

障がい者就労施設で製作された商品の販路確保などを支援し、障がい者就労施設等からの物品や役務の積極的な調達に努め、障がいのある人の経済的自立を支援します。

### ○ 農福連携の推進

障がいのある人等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参加を実現していく農福連携を推進し、多様な福祉的就労の場を確保します。

## (3) 文化芸術・スポーツ活動の推進

### ○ 文化・芸術活動の情報発信

関係団体等によって開催される文化芸術・スポーツ等に関連するイベントや講座について、広報誌やホームページなどの情報媒体を活用した情報発信を推進します。

### ○ スポーツ・レクリエーション活動の振興

障がいのある人も参加できるスポーツイベントやスポーツ推進委員による出前講座に障がい者スポーツを積極的に導入する等、障がい者スポーツの促進を図ります。

### ○ 生涯学習の充実

障がいのある人が、障がいのない人たちと同じように学習機会が得られるよう、公民館の各種講座などの内容の充実を図ります。

## (4) 活動環境の整備

### ○ 図書館の整備

辰野図書館において、点字資料や布の絵本・さわる絵本、LLブック・大活字本等の収集等、障がいの特性から図書館の利用や読書が困難な人へのサービスの向上・充実に努めます。

また、市町村と長野県の協働電子図書館「デジとしょ信州」の活用、サピエ図書館・国立国会図書館データ送信サービスの普及啓発により、障がいの有無にかかわらず、図書館の利用・読書に対し様々な障がいのある人が、利用しやすいかたちで本や情報にアクセスできるような体制整備に努めます。

### ○ 文化施設等のバリアフリー化の推進

文化施設等において、障がいのある人が安心して活動できる環境を整備します。



## 基本目標5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実

平成28(2016)年5月に児童福祉法が改正され、医療的ケアを必要とする子どもの支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の連携の一層の推進を図るよう努めることとされました。さらに、令和5(2023)年4月にこども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行されました。

アンケートでは、現在の通園・通学先を卒園・卒業した後について、回答者全体11件中「一般の学校に進学したい」と回答した件数は3件となっています。

障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子ども等が、自立した生活を送れる姿を目指して、医療、教育、保育、福祉等の各分野の専門機関の有識者による協議を行い、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築を進めます。

### (1) 療育・教育の充実

#### ○ 適切な発達支援の提供

児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業等障害児通所支援における専門的な支援が必要と思われる子どもに対し、適切な発達支援の提供に努めます。

また、事業所と連携し、十分なサービス供給量とサービスの質の確保に努めます。

#### ○ 医療的ケア児等への支援の推進

医療的ケア児等が、心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関連分野の支援が受けられるよう、関連機関による協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等の受け入れ体制を整えるための相談体制、人材確保、コーディネーターの配置を行います。また、医療的ケア児を支える家族の支援も切れ目なく行っていきます。

#### ○ 保育の受け入れ体制の充実

公認心理師や保健師等が町内の保育園・幼稚園を巡回訪問し、一人ひとりの子どもの状況に応じた支援方法など、園生活を送る上での支援に関して助言や家庭への支援を行います。

## (2) 教育環境の整備

### ○ インクルーシブ教育の推進

障がいの有無にかかわらず、子どもたちが同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育の推進に向けて、関係機関と連携し、障がい児が通常学級等に在籍する際に必要な「合理的配慮」の提供に努めます。

### ○ 就学相談支援の充実

障がいや疾病、発達に課題がある子どもが、一人ひとりの状況に応じて適切な環境で教育が受けられるよう、各園・小中学校への巡回訪問及び個々に合わせて関係機関との連携会議を実施します。また、教育支援として、必要に応じ町のスクールカウンセラー・就学相談員・教育相談員とともに一人ひとりの成長に合わせた学びの場を教育支援委員会で検討していきます。

### ○ 進路相談等の推進

小学校から中学校、中学校から高校等への進学の際に、各校の特別支援教育コーディネーター等と連携しながら一人ひとりの状況に応じた進路相談や適切な助言を推進します。

### ○ 支援員・補助員の配置

障がいにより学校生活に支援を必要とする子どもに対して教育の充実を図るために、支援員・介助員を配置します。

# 第 3 部

第 7 期辰野町障害福祉計画  
第 3 期辰野町障害児福祉計画

# 第1章 第6期辰野町障害福祉計画

## 第2期辰野町障害児福祉計画の目標の達成状況

### 1 成果目標の進捗状況

#### ①福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### ■成果目標の進捗状況

項目	目標	実績値		実績見込み
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
地域生活移行者数	3人	1人	0人	0人
施設入所者数	22人	24人	23人	23人

#### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

##### ■活動指標の進捗状況

項目	目標	実績		実績見込み
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場の設置	1箇所	未設置	未設置	未設置
協議の場の開催回数(年間)	2回	0回	0回	0回
関係者の参加数	7人	0人	0人	0人
目標設定及び評価(年間)	1回	0回	0回	0回

#### ③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

##### ■成果目標の進捗状況

項目	目標	実績		実績見込み
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
地域生活支援拠点等の運用状況等の検証及び検討の回数	上伊那圏域で年1回 検証検討	上伊那圏域で年5回 検証検討	上伊那圏域で年4回 検証検討	上伊那圏域で年2回 検証検討

#### ④福祉施設から一般就労への移行等

##### ■成果目標の進捗状況

項目	目標	実績		実績見込み	
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	
一般就労への 移行者数	全体	8人	4人	3人	1人
	就労移行支援	3人	3人	3人	1人
	就労継続支援A型	2人	0人	0人	0人
	就労継続支援B型	2人	1人	0人	0人
	生活介護・ 自立訓練	1人	0人	0人	0人
就労定着支援事業利用者数	4人	1人	1人	4人	
就労定着支援事業の就労定着率	100%	0%	0%	0%	

#### ⑤障がい児支援の提供体制の整備等

##### ■成果目標の進捗状況

項目	目標	実績		実績見込み	
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	
児童発達支援センターの設置	1箇所	0箇所	0箇所	0箇所	
保育所等訪問支援を 利用できる体制構築	有	有	有	有	
重症心身障がい 児を支援する事 業所の確保	児童発達支援 事業所	上伊那圏域 で設置	上伊那圏域 で設置	上伊那圏域 で設置	上伊那圏域 で設置
	放課後等 デイサービス	上伊那圏域 で設置	上伊那圏域 で設置	上伊那圏域 で設置	上伊那圏域 で設置
医療的ケア児支援の協議の場の設置	上伊那圏域 で1箇所	上伊那圏域 で1箇所	上伊那圏域 で1箇所	上伊那圏域 で1箇所	
医療的ケア児に関する コーディネーターの配置	2人	0人	0人	0人	

## 2 障害福祉サービス・障害児通所支援等の提供状況

### ①訪問系サービス

訪問系サービスの利用状況は、居宅介護、重度訪問介護の利用時間及び利用者数が見込みを上回っています。一方、同行援護と行動援護の利用時間及び利用者数は見込みを下回っています。

#### ■訪問系サービスの利用状況

(月当たり)

項目		令和3(2021)年度			令和4(2022)年度		
		見込み	実績	比率(%)	見込み	実績	比率(%)
居宅介護	利用時間	330	374	113.3	330	372	112.7
	利用者数	20	25	125.0	20	21	105.0
重度訪問介護	利用時間	120	362	301.7	120	598	498.3
	利用者数	2	2	100.0	2	3	150.0
同行援護	利用時間	22	3	13.6	25	3	12.0
	利用者数	3	3	100.0	3	1	33.3
行動援護	利用時間	280	176	62.9	300	174	58.0
	利用者数	6	6	100.0	6	5	83.3
重度障害者等 包括支援	利用時間	0	0	0.0	0	0	0.0
	利用者数	0	0	0.0	0	0	0.0

## ②日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用状況は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、療養介護の利用日数及び利用者数が見込みを上回っています。生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、B型、福祉型短期入所の利用日数及び利用者数は見込みを下回っています。

■日中活動系サービスの利用状況

(月当たり)

項目		令和3（2021）年度			令和4（2022）年度		
		見込み	実績	比率（%）	見込み	実績	比率（%）
生活介護	利用日数	785	721	91.8	805	742	92.2
	利用者数	40	41	102.5	45	40	88.9
自立訓練（機能訓練）	利用日数	6	17	283.3	6	12	200.0
	利用者数	1	2	200.0	1	2	200.0
自立訓練（生活訓練）	利用日数	1	4	400.0	1	7	700.0
	利用者数	1	2	200.0	1	1	100.0
就労移行支援	利用日数	60	87	145.0	75	23	30.7
	利用者数	4	7	175.0	5	1	20.0
就労継続支援A型	利用日数	50	19	38.0	50	41	82.0
	利用者数	3	1	33.3	3	2	66.7
就労継続支援B型	利用日数	960	934	97.3	970	951	98.0
	利用者数	61	64	104.9	63	57	90.5
就労定着支援	利用者数	0	1	0.0	0	1	0.0
療養介護	利用者数	6	6	100.0	6	7	116.7
福祉型短期入所	利用日数	30	27	90.0	30	20	66.7
	利用者数	4	3	75.0	4	3	75.0
医療型短期入所	利用日数	3	0	0.0	3	0	0.0
	利用者数	2	0	0.0	2	0	0.0

### ③居宅系サービス

居宅系サービスの利用状況は、施設入所支援の利用者数が見込みを上回っています。共同生活援助の利用者数は見込みどおりとなっています。日中支援型共同生活援助及び精神障がい者の共同生活援助は0と見込んでいましたが、実績がありました。

#### ■居宅系サービスの利用状況

(月当たり)

項目		令和3（2021）年度			令和4（2022）年度		
		見込み	実績	比率（%）	見込み	実績	比率（%）
自立生活援助	利用者数	0	0	0.0	0	0	0.0
	精神障がい者	0	0	0.0	0	0	0.0
共同生活援助	利用者数	22	22	100.0	22	23	100.0
日中支援型共同生活援助	利用者数	0	0	0.0	0	2	0.0
精神障がい者の共同生活援助	利用者数	0	8	0.0	0	10	0.0
施設入所支援	利用者数	22	23	104.5	22	23	104.5

### ④相談支援

相談支援の利用状況は、計画相談支援及び精神障がい者の地域移行支援の利用者数が見込みを上回っています。地域移行支援の利用者数は見込みどおりとなっています。

#### ■相談支援の利用状況

(月当たり)

項目		令和3（2021）年度			令和4（2022）年度		
		見込み	実績	比率（%）	見込み	実績	比率（%）
計画相談支援	利用者数	25	12	48.0	25	27	108.0
地域移行支援	利用者数	1	0	0.0	2	2	100.0
精神障がい者	利用者数	0	0	0.0	1	2	200.0
地域定着支援	利用者数	0	0	0.0	1	0	0.0
精神障がい者	利用者数	0	0	0.0	0	0.0	0.0



### ⑤障害児通所支援等

障害児通所支援等に関するサービスの利用状況について、児童発達支援、放課後等デイサービス、障がい児相談支援の利用日数及び利用児童数は、見込みを上回っています。一方、保育所等訪問支援の利用日数及び利用児童数は、見込みを下回っています。

■障害児通所支援等に関するサービスの利用状況 (月当たり)

項目		令和3(2021)年度			令和4(2022)年度		
		見込み	実績	比率(%)	見込み	実績	比率(%)
児童発達支援	利用日数	9	25	277.8	10	35	350.0
	利用児童数	2	4	200.0	2	5	250.0
医療型児童発達支援	利用日数	0	0	0.0	0	0	0.0
	利用児童数	0	0	0.0	0	0	0.0
放課後等デイサービス	利用日数	180	198	110.0	180	200	111.1
	利用児童数	20	27	135.0	20	26	130.0
保育所等訪問支援	利用日数	4	1	25.0	4	1	25.0
	利用児童数	3	1	33.3	3	1	33.3
居宅訪問型児童発達支援	利用日数	0	0	0.0	0	0	0.0
	利用児童数	0	0	0.0	0	0	0.0
福祉型児童入所支援	利用児童数	0	0	0.0	0	0	0.0
医療型児童入所支援	利用児童数	4	4	100.0	4	3	25.0
障がい児相談支援	利用児童数	4	6	150.0	4	7	175.0
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置(圏域もしくは地域で共同設置)	配置人数	0	0	0.0	0	0	0.0

### ⑥発達障がい者等に対する支援

■発達障がい者等に対する支援の状況 (月当たり)

項目		令和3(2021)年度			令和4(2022)年度		
		見込み	実績	比率(%)	見込み	実績	比率(%)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者数	0	0	0.0	0	0	0.0
ピアサポートの活動への参加人数	参加人数	3	0	0.0	3	0	0.0

### 3 地域生活支援事業の実施状況

#### ①理解促進研修・啓発事業

##### ■理解促進研修・啓発事業の状況

(年当たり)

項目		令和3(2021)年度			令和4(2022)年度		
		見込み	実績	比率(%)	見込み	実績	比率(%)
理解促進研修・啓発事業	実施状況	無	無	/	無	無	/

#### ②自発的活動支援事業

##### ■自発的活動支援事業の状況

(年当たり)

項目		令和3(2021)年度			令和4(2022)年度		
		見込み	実績	比率(%)	見込み	実績	比率(%)
自発的活動支援事業	実施状況	無	無	/	無	無	/

#### ③相談支援事業

##### ■相談支援事業の状況

(年当たり)

項目		令和3(2021)年度			令和4(2022)年度		
		見込み	実績	比率(%)	見込み	実績	比率(%)
障がい者相談支援事業	箇所	1	1	100.0	1	1	100.0
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	/	有	有	/
基幹相談支援センター等機能強化事業	設置の有無	有	有	/	有	有	/
住宅入居等支援事業	実施状況	無	無	/	無	無	/

#### ④成年後見制度利用支援事業

##### ■成年後見制度利用支援事業の状況

(年当たり)

項目		令和3(2021)年度			令和4(2022)年度		
		見込み	実績	比率(%)	見込み	実績	比率(%)
成年後見制度利用支援事業	件数	2	0	0.0	2	0	0.0

## ⑤成年後見制度法人後見支援事業

### ■成年後見制度法人後見支援事業の状況

(年当たり)

項目		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度	
		見込み	実績	見込み	実績
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有

## ⑥意思疎通支援事業

意思疎通支援事業の手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用件数は、見込みを上回っています。

### ■意思疎通支援事業の状況

(年当たり)

項目		令和3(2021)年度			令和4(2022)年度		
		見込み	実績	比率(%)	見込み	実績	比率(%)
手話通訳者 設置事業	配置人数	0	0	0.0	0	0	0.0
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	利用件数	25	24	96.0	25	38	152.0

## ⑦日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業の状況は、自立生活支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具は見込みを上回っています。居宅生活動作補助用具は0と見込んでいましたが、実績がありました。

### ■日常生活用具給付等事業の状況

(年当たり)

項目		令和3(2021)年度			令和4(2022)年度		
		見込み	実績	比率(%)	見込み	実績	比率(%)
介護・訓練支援用具	件数	1	3	300.0	1	0	0.0
自立生活支援用具	件数	1	2	200.0	1	4	400.0
在宅療養等支援用具	件数	1	16	1600.0	1	1	100.0
情報・意思疎通 支援用具	件数	1	2	200.0	1	12	1200.0
排泄管理支援用具	件数	310	397	128.1	310	387	124.8
居宅生活動作 補助用具	件数	0	0	0.0	0	1	0.0

### ⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業の状況は、見込みを上回っています。

#### ■手話奉仕員養成研修事業の状況

(年当たり)

項目		令和3(2021)年度			令和4(2022)年度		
		見込み	実績	比率(%)	見込み	実績	比率(%)
手話奉仕員 養成研修事業	修了 者数	0	2	0.0	1	8	800.0

### ⑨移動支援事業

移動支援事業の状況は、見込みを下回っています。

#### ■移動支援事業の状況

(年当たり)

項目		令和3(2021)年度			令和4(2022)年度		
		見込み	実績	比率(%)	見込み	実績	比率(%)
移動支援事業	実利用者数	80	58	72.5	80	53	66.3
	延べ利用 時間	10,000	8,054	80.5	10,000	6,459	64.6

### ⑩地域活動支援センター

地域活動支援センターの状況は、地域活動支援センター(町内)の利用人数が見込みを下回っています。地域活動支援センター(町内・町外)の見込み箇所数、地域活動支援センター(町外)の利用人数は見込みどおりとなっています。

#### ■地域活動支援センターの状況

(年当たり)

項目		令和3(2021)年度			令和4(2022)年度		
		見込み	実績	比率(%)	見込み	実績	比率(%)
地域活動 支援センター (町内)	利用 人数	14	12	85.7	14	11	78.6
	見込み 箇所数	1	1	100.0	1	1	100.0
地域活動 支援センター (町外)	利用 人数	2	2	100.0	2	2	100.0
	見込み 箇所数	2	2	100.0	2	2	100.0

## 第2章 成果目標の設定

### 1 成果目標と方策

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### ■国の基本指針

項目	内容
地域生活移行者数	令和8（2026）年度末時点で、令和4（2022）年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行
施設入所者数	令和8（2026）年度末時点で、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

##### ■成果目標

項目	令和4（2022）年度末実績	令和8（2026）年度末目標
地域生活移行者数	0人	2人
施設入所者数	23人	21人

施設入所者数は23人となっていますが、国の指針に基づき施設入所者数の削減に努めます。

##### 【方策】

町の地域生活への移行状況を踏まえ、地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備を推進します。

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ■国の基本指針

項目	内容
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ※成果目標の設定は県	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上</li> <li>精神病床における65歳以上の1年以上の入院患者数及び令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上の長期入院患者数を目標値として設定</li> <li>精神病床における早期退院率： 3か月後 68.9%以上 6か月後 84.5%以上 1年後 91.0%以上</li> </ul>

### ■活動指標

項目	見込み		
	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8年(2026)年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び参加者数	1回	1回	1回
	2人	3人	3人
目標設定及び評価の回数	0回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援	2人	2人	2人
精神障がい者の地域定着支援	0人	0人	0人
精神障がい者の共同生活援助	8人	8人	8人
精神障がい者の自立生活援助	0人	0人	0人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)【新規】	2人	2人	2人

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、相談支援業務等に関して、町における実施体制を整えます。

### 【方策】

国の指針及び町の状況を踏まえ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための保健・医療・福祉関係者等による協議を行うことにより、地域課題を見つけて資源の活用・開発を促進します。

### (3) 地域生活支援の充実

#### ■国の基本指針

項目	内容
地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8（2026）年度末までの間、市町村または圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証、検討</li> <li>・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において新規ニーズを把握し、支援体制の整備を進める</li> </ul>

#### ■成果目標

項目	令和4（2022）年度末実績	令和8（2026）年度末目標
地域生活支援拠点等の整備	上伊那圏域で10箇所	上伊那圏域で11箇所
コーディネーターの配置人数	上伊那圏域で1人	上伊那圏域で1人
地域生活支援拠点等の運営状況の検証・検討	上伊那圏域で年4回検証・検討	上伊那圏域で年5回検証・検討
強度行動障害を有する方への支援体制の整備【新規】		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校との連携や相談支援専門員連絡会等を通して圏域内の支援を要するものの把握やニーズ把握を行う。</li> <li>・行政、主任相談支援専門員、サービス管理責任者等と定期的な共有を継続する。スキルアップのための研修も実施する。</li> </ul>

上伊那圏域では地域生活拠点が10箇所あります。障がいの重度化・障がいのある人の高齢化や「親亡き後」を見据え、居宅支援のための機能を持つ場所や体制の整備として、今後は、圏域における地域生活支援拠点等の確保と機能の充実に努めます。

#### 【方策】

各障害福祉サービス事業所等関係機関と連携し、年5回を目標に上伊那圏域で運用状況の検証及び検討を行います。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

##### ■国の基本指針

項目	内容
就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	令和8（2026）年度中の移行者数が、令和3（2021）年度実績の1.28倍以上
就労移行支援事業における一般就労への移行者数	令和8（2026）年度中の移行者数が、令和3（2021）年度実績の1.31倍以上
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和8（2026）年度中の移行者数が、令和3（2021）年度実績の1.29倍以上
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和8（2026）年度中の移行者数が、令和3（2021）年度実績の1.28倍以上
就労移行支援事業所	就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所が、全体の5割以上
就労定着支援事業の利用者数	令和3（2021）年度実績の1.41倍以上
就労定着支援事業の就労定着率	就労定着支援による就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上

##### ■成果目標

項目		令和3（2021）年度実績	令和8（2026）年度末目標
一般就労への移行者数	全体	4人	7人
	就労移行支援	3人	4人
	就労継続支援A型	0人	1人
	就労継続支援B型	1人	2人
就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所数		0箇所	1箇所
就労定着支援事業利用者数		1人	2人
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数		0箇所	1箇所

障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行者数について、上記のように目標値を定めます。

##### 【方策】

目標達成にあたっては、企業等への障がい者雇用の働きかけや相談支援事業所との連携、就労移行支援や就労定着支援の利用促進を行います。また、特別支援学校等卒業生を含めた障がいのある人の就労支援を一層推進していくため、特別支援学校等との連携も強化していきます。



## (5) 相談支援体制の充実・強化等

### ■国の基本指針

項目	内容
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8（2026）年度末までに、市町村または圏域において、基幹相談支援センターの設置と、相談支援体制の強化を図る体制を確保</li> <li>協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等</li> </ul>

### ■成果目標

項目	令和4（2022）年度末実績	令和8（2026）年度末目標
基幹相談支援センターの設置	有	有

### ■活動指標

項目		見込み		
		令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8年（2026）年度
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	5件	5件	5件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	6件	6件	6件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	4回	4回	4回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回	2回	2回
	主任相談支援専門員の配置人数【新規】	1人	1人	1人
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	2回	2回	2回
	参加事業者・機関数	15団体	20団体	25団体
	専門部会の設置数	7部会	7部会	7部会
	専門部会の実施回数	25回	25回	25回

地域の相談支援事業者のみでは対応が困難なケースについて助言・同行訪問等を行うとともに、相談員の資質向上のため、定期的な研修や事例検討会を継続して開催していきます。そして、誰もが地域の中で自分らしく暮らしていくために必要な地域づくりを目指します。

### 【方策】

目標達成にあたっては、基幹相談支援センター等関係機関と連携し、相談支援体制の強化を図ります。

## (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### ■国の基本指針

項目	内容
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和8（2026）年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築

### ■活動指標

項目	見込み		
	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8年 (2026)年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	1人	1人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有	有	有
	12回	12回	12回

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築するため、上記のように活動指標を設定します。

### 【方策】

関係機関が実施する各種研修を活用した職員の資質向上に努めます。また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析して、その結果を事業所等と共有します。

## (7) 障がい児支援の提供体制の整備等

### ■国の基本指針

番号	項目	内容
5	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターを市町村または圏域に少なくとも1箇所以上設置</li> <li>・令和8（2026）年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築</li> </ul>
	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和8（2026）年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1箇所以上確保
	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和8（2026）年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1箇所以上確保
	医療的ケア児支援のための協議の場	令和8（2026）年度末までに、都道府県、圏域及び市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和8（2026）年度末までに、都道府県、圏域及び市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーター配置

国の指針及び町の障がい児支援体制の状況を踏まえ、児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所等各事業所の支援に努めるとともに、重症心身障がい児を支援する事業所の確保や児童発達支援センターを含めた新たな事業所の参入を促進します。

障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築については、体制整備に向けた協議の場を設けます。また、障がい児等のニーズに応じた支援体制の充実を図りながら、医療的ケア児に関するコーディネーターの確保・育成に努めます。

#### 【方策】

事業所の確保に向けて、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を設けて検討を重ねます。既存の事業所等に対しては人材の確保・育成に関する情報提供を行うとともに、事業所参入の働きかけを行います。また、既存の事業所や保育所等訪問支援を活用しながら、関係機関と連携して障がい児及び家族に専門的支援や助言を行うとともに、職員の資質向上のための研修等を行います。

## (8) 発達障がい者等に対する支援

発達障がいの早期発見・早期支援には、発達に障がいのある人等及びその家族への支援が重要であることから、保護者等が発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけるため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング、ピアサポート活動等を通じて支援体制の整備を図ります。

#### 【方策】

ピアサポート活動について学ぶ機会の設定及びピアサポート活動への支援方法を検討していきます。

## 第3章 障害福祉サービス等の見込み

### 1 障害福祉サービス・障害児通所支援等の見込み

#### (1) 訪問系サービス

##### ① サービス内容

項目	実施内容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由など常に介護が必要な人に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時の移動支援を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時における必要な情報提供や移動の援護その他外出する際の必要な支援を行います。
行動援護	知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難を有する人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護などの支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要し、意思疎通を図ることに極めて著しい障がいがある人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護等複数のサービスを包括的に提供します。

##### ② 必要な量の見込み

(月当たり)

項目		第6期実績	見込み		
		令和4 (2022)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
居宅介護	利用時間	372	346	328	309
	利用者数	21	19	18	17
重度訪問介護	利用時間	598	614	614	614
	利用者数	3	3	3	3
同行援護	利用時間	3	7	7	7
	利用者数	1	1	1	1
行動援護	利用時間	174	189	189	189
	利用者数	5	5	5	5
重度障害者等包括支援	利用時間	0	0	0	0
	利用者数	0	0	0	0

### ③ サービス量の確保方策

世帯状況の変化や障がいのある人の地域移行が進む中で、障がいのある人が地域で生活するために訪問系サービスの提供体制を整えるように努めます。

また、介護保険制度での障がいのある人に対するサービスが提供できるように調整するなど柔軟な対応で必要なサービス量の確保に努めます。さらに、障がいの特性を理解したヘルパーを確保するために、各種研修等に関する情報提供を図るとともに、町内における潜在的な人材の発掘に努めます。

## (2) 日中活動系サービス

### ① サービス内容

項目	実施内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、主として昼間に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供その他身体機能向上などの必要な支援を行います。
自立訓練 (機能訓練)	病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続が必要な身体に障がいのある人等を対象とし、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	病院や施設を退院・退所した人などで社会的リハビリテーションが必要な人を対象とし、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上を図るための訓練を行います。
就労選択支援 【新規】	障がいのある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを行います。
就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A 型	通常の事業所に雇用されることが困難な人に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。一般雇用に近い形態のものになります。
就労継続支援 B 型	通常の事業所に雇用されることが困難な人に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。従来の福祉的就労（障がい者授産施設）に近い形態のものになります。
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した方で、就労に伴う環境の変化により生活面で課題が生じている人に対し、雇用された企業などで就労の継続を図るため、企業・事業所や関係機関との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活、または社会生活上の各問題に関する相談、指導・助言などの支援を行います。
療養介護	主として昼間において、病院で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、介護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話や療養介護医療を提供します。
福祉型短期入所	病気などで家族・保護者等による介護が受けられない等の理由により、一時的に障がい者支援施設等への宿泊を伴う入所・介護のサービスを行います。
医療型短期入所	病気などで家族・保護者等による介護が受けられない等の理由により、一時的に医療機関への宿泊を伴う入所・介護のサービスを行います。

## ② 必要な量の見込み

(月当たり)

項目		第6期実績		見込み	
		令和4 (2022)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
生活介護	利用日数	742	746	746	746
	利用者数	40	38	38	38
重度障がい者	利用者数	3	3	3	3
自立訓練 (機能訓練)	利用日数	12	12	12	12
	利用者数	2	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	利用日数	7	15	15	15
	利用者数	1	2	2	2
重度障がい者	利用者数	1	2	2	2
就労選択支援 【新規】	利用者数			0	1
就労移行支援	利用日数	23	46	46	46
	利用者数	1	2	2	2
就労継続支援A型	利用日数	41	82	82	82
	利用者数	2	4	4	4
就労継続支援B型	利用日数	951	954	937	919
	利用者数	57	54	53	52
就労定着支援	利用者数	1	2	2	2
療養介護	利用者数	7	7	7	7
福祉型短期入所	利用日数	20	30	30	30
	利用者数	3	4	4	4
重度障がい者	利用者数	0	0	0	0
医療型短期入所	利用日数	0	0	0	0
	利用者数	0	0	0	0
重度障がい者	利用者数	0	0	0	0

## ③ サービス量の確保方策

相談支援から利用者の希望を把握するとともに、事業所や関係機関と連携し、サービスの質の向上に努めます。就労継続支援については、町内の事業所が少なく町外の事業所の利用が多いため、既存の事業所との連携によりサービスが提供できる体制を整えるように努めます。

### (3) 居宅系サービス

#### ① サービス内容

項目	実施内容
自立生活援助	居宅で生活する上での様々な問題について、定期的な巡回や通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障がいのある人の状況を把握し、必要な情報の提供、助言、相談、関係機関との連絡調整等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	夜間や休日に入浴、排せつ又は食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の日常生活上の支援を行います。

#### ② 必要な量の見込み

(月当たり)

項目		第6期実績		見込み	
		令和4 (2022)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
自立生活援助	利用者数	0	0	0	0
精神障がい者	利用者数	0	0	0	0
共同生活援助	利用者数	23	25	25	25
日中支援型	利用者数	2	5	5	5
精神障がい者	利用者数	10	8	8	8
重度障がい者	利用者数	1	1	1	1
施設入所支援	利用者数	23	21	21	21

#### ③ サービス量の確保方策

居住系サービスは、障がいのある人が地域で生活する上で重要な役割を担う社会資源であることから、障がいのある人の地域生活への移行を支援していくための整備に向けた検討を進めます。

## (4) 相談支援

### ① サービス内容

項目	実施内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用しようとする障がい者・児に対し、サービス等利用計画案の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。更に一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がい者が地域における生活に移行するため、重点的な支援を必要とする人に、住居の確保等地域生活に移行するための活動に関する相談その他必要な支援を行います。
地域定着支援	常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

### ② 必要な量の見込み

(月当たり)

項目		第6期実績	見込み		
		令和4 (2022)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画相談支援	利用者数	27	30	32	34
地域移行支援	利用者数	2	2	2	2
	精神障がい者	2	2	2	2
地域定着支援	利用者数	0	0	0	0
	精神障がい者	0	0	0	0

### ③ サービス量の確保方策

障害福祉サービス利用者のニーズに合わせたサービス等利用計画が作成されるよう、相談支援事業所と連携して相談支援の質の確保・向上に努めます。

地域移行支援及び地域定着支援については、一般相談支援事業所との連携をもとに対象となる人が地域生活に移行できるように支援と制度の周知を図ります。



## (5) 障害児通所支援等

### ① サービス内容

項目	実施内容
児童発達支援	障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行うサービスです。
放課後等 デイサービス	学校授業の終了後又は学校休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育園等を訪問し、障がい児に対し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な重度の障がい児に発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して専門的な支援を行います。
福祉型児童入所支援	障がい児の保護と自立に向け日常生活で必要なトレーニングや知識・技能を身に付けられるように支援を行います。
医療型児童入所支援	障がい児の保護、日常生活で必要なトレーニング、知識・技能を学ぶ支援のほか、専門医療やリハビリテーションの提供なども行います。
障害児相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障がい児に対し、支給決定前のサービス等利用計画案の作成や支給決定後のサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行い、更に一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を調整するコーディネーターを養成します。
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム	発達障がいやその疑いのある子どもを育てている保護者に対して、子どもの発達障がいの特性を理解することや適切に対応するための知識・方法を身に付けることを支援するために行われる「ペアレントプログラム」や「ペアレントトレーニング」を実施します。
ピアサポート活動	自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を生かしながら、他の障がいや疾病のある障がいのある人のための支援を行います。

## ② 必要な量の見込み

(月当たり)

項目		第6期実績		見込み	
		令和4 (2022)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
児童発達支援	利用日数	35	40	45	50
	利用児童数	5	6	7	8
医療型児童 発達支援	利用日数	0	0	0	0
	利用児童数	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	利用日数	200	208	208	208
	利用児童数	26	27	27	27
保育所等 訪問支援	利用日数	1	1	1	1
	利用児童数	1	1	1	1
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数	0	0	0	0
	利用児童数	0	0	0	0
福祉型児童 入所支援	利用児童数	0	0	0	0
医療型児童 入所支援	利用児童数	4	4	4	4
障害児相談支援	利用児童数	7	9	12	16
医療的ケア児に 対する関連分野の 支援を調整する コーディネーター	配置人数	0	0	0	1
ペアレントトレー ニングやペアレン トプログラム等の 支援プログラム等 の受講者数	受講者数	0	0	0	0
	実施者数	0	0	0	0
ピアサポート活動へ の参加人数	参加人数	0	0	0	0

## ③ サービス量の確保方策

障がい児の発達に合わせた支援を行うため、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。また、サービス提供するなかでの障がい児とその家族の不安等の軽減を図るため、ライフステージに応じた切れ目ない相談支援体制の確保に努めます。

## 2 地域生活支援事業の見込み

### (1) 理解促進研修・啓発事業

#### ① サービス内容

項目	実施内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人の日常生活や社会生活における「社会的障壁」をなくすため、住民に対して障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

#### ② 必要な量の見込み

(月当たり)

項目	第6期実績	見込み			
		令和4 (2022)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	無

#### ③ サービス量の確保方策

町民の障がいへの理解を促進するため、広報誌やホームページ等を通じた啓発活動を行います。

### (2) 自発的活動支援事業

#### ① サービス内容

項目	実施内容
自発的活動支援事業	障がいのある人等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行います。

#### ② 必要な量の見込み

(月当たり)

項目	第6期実績	見込み			
		令和4 (2022)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無

#### ③ サービス量の確保方策

障がいのある人やその家族等の当事者活動・親の会活動の活性化を図るため、情報提供等を行います。

### (3) 相談支援事業

#### ① サービス内容

項目	実施内容
障害者相談支援事業	障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助を行うことで、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業の機能を強化するために、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置します。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望していながら、保証人がいないなどの理由で入居が困難な人に対し、入居に必要な調整などに関わる支援を行います。また、家主などへの相談・助言を通じて、障がいのある人の地域生活を支援します。

#### ② 必要な量の見込み

(月当たり)

項目		第6期実績		見込み	
		令和4 (2022)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	設置の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無

#### ③ サービス量の確保方策

利用者やその家族のニーズに応じたサービスができるよう、基幹相談センター事業の充実に努めます。基幹相談支援センターである「きらりあ」の専門的知識を有する相談員より適切な助言や困難事例への対応を行っていきます。障がいのある人やその家族に対して細やかな対応ができるように基幹相談支援センター「きらりあ」と連携を図りながら、体制の構築・幅広い相談を行っていきます。

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

##### ① サービス内容

項目	実施内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がいのある人に対して、成年後見制度の利用に要する費用について助成します。

##### ② 必要な量の見込み

(月当たり)

項目		第6期実績	見込み		
		令和4 (2022)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
成年後見制度利用支援事業	件数	0	2	2	2

##### ③ サービス量の確保方策

障がいのある人が安心して地域で生活できるよう成年後見制度の利用促進を図ります。

#### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

##### ① サービス内容

項目	実施内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行う法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

##### ② 必要な量の見込み

(月当たり)

項目		第6期実績	見込み		
		令和4 (2022)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有

##### ③ サービス量の確保方策

上伊那成年後見センターと連携し、障がいのある人及びその家族のニーズを把握し、後見等の業務を適切に行うことができる法人の確保に努めます。

## (6) 意思疎通支援事業

### ① サービス内容

項目	実施内容
手話通訳者設置事業	手話通訳者を役所内に設置する事業です。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障がいのため、意思の伝達に支援が必要な人に対して手話通訳者、要約筆記者などを派遣する事業です。

### ② 必要な量の見込み

(月当たり)

項目		第6期実績	見込み		
		令和4 (2022)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
手話通訳者 設置事業	配置人数	0	0	0	0
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	利用件数	38	24	24	24

### ③ サービス量の確保方策

町外で実施されている手話教室等を通じて手話通訳者や人材の発掘を行います。また、聴覚障がいのある人が手話奉仕員を活用できるように事業の啓発等に取り組めます。

## (7) 日常生活用具給付等事業

### ① サービス内容

項目	実施内容
日常生活用具の給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度の障がいのある人に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具などを給付する事業です。

### ② 必要な量の見込み

(月当たり)

項目		第6期実績		見込み	
		令和4 (2022)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護・訓練 支援用具	件数	0	2	2	2
自立生活 支援用具	件数	4	3	3	3
在宅療養等 支援用具	件数	1	1	1	1
情報・意思疎通支 援用具	件数	12	12	12	12
排泄管理 支援用具	件数	387	388	388	388
居宅生活動作 補助用具	件数	1	0	0	1

### ③ サービス量の確保方策

日常生活用具等の新たな品目などの情報収集を行い、利用者のニーズを踏まえた対象品目の見直し等を随時実施、検討を行っていきます。

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

### ① サービス内容

項目	実施内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人等との交流活動や広報活動などを支援する、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するため、研修を行います。

### ② 必要な量の見込み

(月当たり)

項目		第6期実績	見込み		
		令和4 (2022)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
手話奉仕員養成 研修事業	修了者数	8	3	3	5

### ③ サービス量の確保方策

聴覚障がいのある人のコミュニケーションや交流をスムーズに行えるよう、手話奉仕員の確保・育成を図ります。

## (9) 移動支援事業

### ① サービス内容

項目	実施内容
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加を促進するため、外出の際の移動を支援します。

### ② 必要な量の見込み

(月当たり)

項目		第6期実績	見込み		
		令和4 (2022)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
移動支援事業	実利用者数	53	53	50	50
	延べ利用時間	6,459	6,450	6,080	6,080

### ③ サービス量の確保方策

障がいのある人の自立生活及び社会参加を促進するために質の高いサービスの維持に努めます。



## (10) 地域活動支援センター

### ① サービス内容

項目	実施内容
地域活動支援センター事業	障がいのある人の地域生活を支援するため、利用者に対して創作的活動や生産活動の機会の提供、地域との交流などを支援します。

### ② 必要な量の見込み

(月当たり)

項目		第6期実績	見込み		
		令和4 (2022)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
地域活動支援センター(町内)	利用者数	11	13	13	13
	箇所数	1	1	1	1
地域活動支援センター(町外)	利用者数	2	2	2	2
	箇所数	2	2	2	2

### ③ サービス量の確保方策

障がいのある人の生活実態及びニーズ等を十分に考慮しながら、地域活動支援センター事業を行う事業者の支援に努め、障がいのある人の日中活動の場の確保に努めていきます。

## 第4章 計画の推進体制

### 1 計画の周知

計画を推進するためには、町民一人ひとりの協力と理解が重要です。計画の公表は、より多くの町民に周知することや透明性を確保する上で必要であることから、ホームページや広報誌への掲載等、周知の徹底に努めます。また、福祉サービスの円滑な利用を進めるため、福祉制度や相談窓口の周知を行います。

### 2 庁内関係課との連携

障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境等様々な分野が関連しています。計画の円滑な推進のため、庁内の各関係課と連携を図ります。

### 3 関係機関との連携

地域全体で障がいのある人を支える力を高める観点から、障がい者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育関係者、企業等の連携による支援体制が不可欠であるため、協力を求めています。

### 4 計画の進捗管理

国の基本指針に即して、計画期間の各年度におけるサービス見込み量、令和8（2026）年度末の目標値の達成状況について評価・見直しを行います。評価・見直しは、“PDCAサイクル”（計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act））に基づき行います。その結果に基づき、必要に応じて本計画の変更や事業の見直しを行うこととします。

# 第4部

## 資料編

## 1 辰野町障がい者プラン 2024 策定経過

年	月日	会議名・内容
令和5 (2023) 年	7月27日	第1回辰野町保健福祉推進委員会 ・保健福祉推進委員会の概要について ・計画策定について 等  第1回保健福祉推進委員会社会福祉専門部会 ・第3次辰野町地域福祉計画策定について ・辰野町障がい者プラン 2024 策定について 等
	9月5日～ 9月19日	辰野町の障がいに関するアンケート調査の実施
	11月9日	第2回保健福祉推進委員会社会福祉専門部会 ・第3次辰野町地域福祉計画策定について (各種調査・計画骨子案・今後のスケジュール) ・辰野町障がい者プラン 2024 策定について (各種調査・計画骨子案・今後のスケジュール) 等
令和6 (2024) 年	1月15日	第3回保健福祉推進委員会社会福祉専門部会 ・第3次辰野町地域福祉計画(素案)について ・辰野町障がい者プラン 2024(素案)について 等
	1月25日	第2回辰野町保健福祉推進委員会 ・計画(案)について 等  第4回保健福祉推進委員会社会福祉専門部会 ・計画(案)について 等
	2月14日～ 3月14日	パブリックコメントの実施
	3月19日～ 3月27日	第3回辰野町保健福祉推進委員会(書面開催) ・計画(案)について

## 2 辰野町保健福祉推進委員会条例

○辰野町保健福祉推進委員会条例

平成 20 年 9 月 18 日

条例第 22 号

改正 平成 30 年 12 月 5 日条例第 27 号

(設置)

第 1 条 辰野町の保健福祉の推進を図るため、辰野町保健福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 保健福祉行政に関する事項
- (2) 保健福祉計画策定に関する事項
- (3) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 30 名以内で組織し、次の各号に掲げる者から町長が委嘱する。

- (1) 保健福祉医療関係者
- (2) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第 6 条 委員会に次の各号に定める専門部会を置き、委員は専門部会の部員を兼ねるものとする。

- (1) 社会福祉専門部会 障害者等の社会福祉に関する事項の審議
- (2) 高齢者専門部会 高齢者福祉及び介護保険事業に関する事項の審議
- (3) 保健専門部会 保健及び衛生に関する事項の審議

- 2 部会の部員は 20 名以内とする。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部員の互選による。
- 5 部会長は、部会を総理し、会議の議長となる。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 部会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(総務部会)

第7条 委員会に総務部会を置き、緊急性のある事案又は委員長が必要と認めた事案について協議する。

2 総務部会の委員は、正副委員長及び各専門部会の正副部会長とする。

3 総務部会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(辰野町保健福祉推進委員会設置要綱の廃止)

2 辰野町保健福祉推進委員会設置要綱(平成20年辰野町告示第11号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、辰野町保健福祉推進委員会設置要綱により、辰野町保健福祉推進委員会の委員である者は、引き続きこの条例により委員の職にあるものとし、その任期は平成22年3月31日までとする。

(辰野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 辰野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年辰野町条例第27号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成30年12月5日条例第27号)

この条例は、令和元年5月1日から施行する。

### 3 辰野町保健福祉推進委員会委員名簿

#### ■辰野町保健福祉推進委員会委員名簿

No.	氏名	所属団体	備考
1	岩本 靖彦	伊那保健所	
2	片桐 賢二	上伊那福祉事務所	
3	古村 仁士	辰野町シニアクラブ連合会	
4	福島 かよ子		
5	吉江 博	辰野町民生児童委員協議会	
6	関 彰子		委員長
7	山口 袈裟雄		
8	古村 慎二	辰野町医師会	
9	村岡 瑠以子		
10	東野 信昭	辰野町歯科医師会	
11	中村 海基		
12	佐々木 希典	辰野町薬剤師会	
13	桑原 さゆり	町立辰野病院	
14	清水 久子		
15	竹入 豊	辰野町区長会	副委員長
16	熊谷 政晴		
17	田村 守康	辰野町商工会	
18	山寺 正子	辰野町女性団体連絡協議会	
19	石吾 孝之	辰野町社会福祉協議会	
20	赤羽 美香		
21	林 幸子	辰野町公民館	
22	赤羽 美保子	辰野町赤十字奉仕団	
23	舟橋 秀仁	辰野町議会	
24	津谷 彰		
25	小林 テル子		

## 4 辰野町保健福祉推進委員会社会福祉専門部会委員名簿

### ■辰野町保健福祉推進委員会社会福祉専門部会委員名簿

No.	氏名	所属団体	備考
1	赤羽 美保子	辰野町赤十字奉仕団	部会長
2	津谷 彰	辰野町議会	副部会長
3	片桐 賢二	上伊那福祉事務所	
4	山口 袈裟雄	辰野町民生児童委員協議会	
5	桑原 さゆり	町立辰野病院	
6	福島 かよ子	辰野町シニアクラブ連合会	
7	林 幸子	辰野町公民館	
8	石吾 孝之	辰野町社会福祉協議会	



## 5 用語解説

### ■あ行

#### ●医療的ケア

一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為。

#### ●ICT

Information and Communication Technology の略。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービス。

#### ●インクルーシブ教育

障がいの有無を問わず、すべての子どもが共に学ぶことを理念とする教育のこと。

#### ●育成医療

児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児（障害に係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行う制度。

#### ●LLブック

「LL」とは、スウェーデン語の Lättläst の略語で、「やさしく読める」という意味をさす。やさしい語彙や文法を使う、写真や図を多用する、単純な構成にする等の工夫がされた、言語理解に困難がある障がい者や日本語学習者にも読みやすい書籍。

### ■か行

#### ●基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。主に障がいのある人からの相談支援や情報提供等に関する業務を総合的に行う。市町村または当該業務の実施の委託を受けたものが設置できる。

#### ●強度行動障がい

環境への著しい不適応状態で、激しい不安・興奮・混乱などを示し、結果的には多動・疾走・奇声・自傷・固執・強迫・攻撃（噛み付きなど）・不眠・拒食・多食・多飲などの行動が、日常生活の中で高い頻度と強い程度で出現し、現在ある通常の療育環境では適切な対応が著しく困難な場合をさす。

#### ●権利擁護

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者などの判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その人の権利を擁護すること。

#### ●高次脳機能障がい

病気や外傷などの原因により脳が損傷され、その後遺症として、記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった高次の脳機能障がいをきたす病態をいう（先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障害、進行性の変性疾患によるものは除外）。

#### ●更生医療

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費を支給する制度。

## ●合理的配慮

障害者権利条約により、「障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている概念。障がいのある人の権利の実現のため、個人に必要とされる合理的配慮が提供されることが求められる。令和6（2024）年4月から民間事業者による合理的配慮の提供が義務化される。

## ■さ行

## ●児童福祉法

児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則を定めた法律。

## ●自閉症

発達障がい的一种とされており、コミュニケーション障がいや環境への不適応、執着行動といった特徴がある。3歳頃までに発症するとされ、「高機能自閉症(知能指数がおおむね70より上)」と「低機能自閉症(知能指数がおおむね70まで)」の2つに大きく分けられる。

## ●社会的障壁

障害者基本法第2条により、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されている。

## ●手話通訳者

聴覚、言語機能や音声機能の障がいのため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障がい者とその他の人との間で、必要とされる手話通訳を行う者。

## ●障害者基本計画

障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画。第4次計画の期間は令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間。

## ●障害者基本法

障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定めた法律。国、地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がいのある人の福祉を増進することを目的として制定された。

## ●障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

障がい者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律。平成23（2011）年6月成立、平成24（2012）年10月施行。

## ●障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）

障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するための法律。令和4（2022）年5月施行。

## ●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

平成25（2013）年4月1日から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害者の定義に難病等を追加し、平成26（2014）年4月1日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施された。

## ●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

国連の「障害者権利条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25（2013）年 6 月に制定された。（施行は一部の附則を除き平成 28（2016）年 4 月 1 日）

## ●情報アクセシビリティ

アクセシビリティ（Accessibility）は「利用のしやすさ」のことで、高齢者、障がいのある人をはじめ、あらゆるユーザーがパソコンやWEB ページなどの情報資源を不自由なく利用できる「ユニバーサルデザイン」の考え方。利用者の満足度を高めること（ユーザービリティ）や、目的地や情報へのアクセスを妨げる障がいを取り除くこと（バリアフリー）と異なり、高齢者や障がいのある人などの利用者の「使いやすさ」を最優先としている。

## ●身体障がい

先天的あるいは後天的な理由で、身体機能の一部に障がいが生じている状態。

## ●身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、又は直腸、小腸、免疫、肝臓の機能障がい）で、障がいの程度により 1 級から 6 級の等級が記載される。

## ●スポーツ推進委員

スポーツ基本法第 32 条に基づき、市町村教育委員会が委嘱する非常勤職員。スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツ実技の指導、スポーツに関する指導及び助言を行う。任期は 2 年である。

## ●精神障がい

精神疾患により後遺症が残ったり、再発を繰り返すなどして、生活に支障をきたしている状態。

## ●精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障がいの状態にあると認められた者に交付する手帳。精神障がいの等級は、1 級から 3 級に区分され、手帳所持者は各種の保健・福祉のサービス等を受けることができる。

## ●成年後見制度

知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な人が契約等の法律行為ができるよう、家庭裁判所が判断能力の程度に応じて補助人、保佐人、成年後見人を選任する民法上の制度。

## た行

## ●地域生活支援事業

障害者自立支援法によって法定化された事業。法律上、市町村及び都道府県が実施することとされており、相談支援、コミュニケーション支援等必ず実施しなければならない事業が定められている。市町村等は、障がい者が有する能力や適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施する。

## ●知的障がい

金銭管理・読み書き・計算など、日常生活や学校生活の上で頭脳を使う知的行動に支障があること。

## ●トライアル雇用

職業経験の不足などから就職が困難な求職者等を原則3か月間試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、期間の定めのない雇用への移行のきっかけとすることを目的とした制度。

### ■な行

## ●日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

## ●日常生活用具

電気式たん吸引器など、障がいのある人の自立の促進を目的とし、安全で容易に使用でき、障がいのある人の日常生活を容易にするためのもの。

## ●ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がい者の処遇に関して訴え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉の最も重要な概念。障がいのある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法である。障がいのある人々に対する取組が、保護主義や隔離主義など必ずしもその人間性を十分に尊重したものではない状態に陥りがちであったことを反省、払拭しようとするもので、このノーマライゼーションの思想は、「障害者権利宣言」の底流をなし、「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年行動計画」にも反映されている。

### ■は行

## ●8050（はちまる・ごうまる）問題

80代の親と50代のひきこもり状態にある子が世帯単位で社会的に孤立し、経済的にも困難な状況に陥ってしまうこと。ひきこもりの長期化、親の高齢化、病気、介護等により問題が顕在化してきている。

## ●発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がい。その症状は通常低年齢において発現する。

## ●PDCAサイクル

業務プロセスの管理手法の一つで、計画（plan）→実行（do）→評価（check）→改善（act）という4段階の活動を繰り返すことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

## ●避難行動要支援者

防災施策において高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者のうち、災害が発生、または発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保に支援を要する人。

## ●避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認などの避難支援等を実施するための基礎とする名簿。

## ●ペアレントトレーニング

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした簡易的なプログラム。

## ●ペアレントプログラム

保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。

## ■や行

### ●要約筆記

聴覚障がい者に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳。話すスピードは書く（入力する）スピードより数倍も速くすべては文字化できないため、話の内容を要約して筆記する。

### ●ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている子どものこと。

## ■ら行

### ●リハビリテーション

心身に障がいをもつ人の人間的復権を理念として、障がいのある人の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術。

### ●療育

医療・治療の「療」と、養育・保育・教育療育の「育」を合体させた造語。障がいのある児童に対しては、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、能力や可能性を開発しなければならないことを意味する。

### ●療育手帳

児童相談所または知的障がい者更生相談所において、知的障がいと判定された者に対して交付される手帳。療育手帳を所持することにより、知的障がい者・児は一貫した指導・相談を受けるとともに、各種の支援を受けやすくすることを目的としている。

## 辰野町障がい者プラン 2024

発行 : 辰野町  
編集 : 辰野町 保健福祉課  
住所 : 〒399-0493 長野県上伊那郡辰野町中央1番地  
電話 : 0266-41-1111  
発行年月 : 令和6(2024)年3月